

## 令和5年定例第2回市議会会議録(第2日)

令和5年6月2日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	高野志乃扶
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	村越公貞
副市長	三重野直美	学校教育課長	末吉建
教育長	待鳥博人	指導室長	姉川左希子
総務部長	西山俊英	上下水道課長	前原俊也
保健福祉部長兼 福祉事務所長	盛田勝徳	都市計画課長	甲斐田裕士
市民部長兼 市民課長	松尾和久	建設課長	城戸邦宏
環境経済部長	木村勝幸	環境衛生課長	宮崎眞一
建設都市部長	松尾武喜	企画振興課長補佐 兼ワンヘルス 総合推進室長	渡邊満昭
教育部長	藤吉裕治	企画振興課 企画係長	坂田隼一
消防長	北嶋俊治	環境衛生課 環境衛生係環境 衛生担当係長	平川優子
総務課長	平川貞雄	建設課長補佐兼 道路係長	鶴保憲
財政課長	大坪康春	都市計画課 住宅政策係長	河口征生

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	9	上津原 博	1. 定例会に提案されている財産の無償譲渡について
2	7	古 賀 義 教	1. 大学跡地に無償でワンヘルスセンターを誘致する件 について
3	14	中 島 一 博	1. ワンヘルスセンター誘致について
4	3	村 上 義 徳	1. 公共の安全への取り組みについて
5	4	奥 蘭 由美子	1. さくらねこ事業などワンヘルスの今後は

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをしておきます。

また、会議規則第62条に基づきまして、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないよう、通告書に沿って質問を行っていただくようお願いをしておきます。

なお、会議規則第55条の規定によりまして、発言は全て簡明にされるようお願いをしてお

きたいと思います。

執行部につきましても、簡明な答弁をお願いしておきます。よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、9番上津原博君、一般質問を行ってください。

#### ○9番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。議席番号9番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

今定例会では、構成されている議会最後の議会になっております。その中で、今回、久しぶりに1番くじを引かせていただきました。トップを切って質問をしますので、どうかよろしくお願いしたいというふうに思います。若干取り乱す分も出てくるかなというふうに思いますけれども、御容赦願いたいというふうに思います。

質問については、今定例会に提案されております財産の無償譲渡についてでございます。

今日の新聞等も、昨日の市長の提案が掲載されておりました。議案第39号であります。財産の無償譲渡についてでございます。議案の概要説明でいけば、保健医療経営大学跡の土地及び建物などを無償で譲渡することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものとして、土地については100,413.74平方メートル、約10町歩になるというふうに思います。建物については、校舎、食堂などで7,566.98平方メートルでございます。

目的については、市が誘致を進める福岡県保健環境研究所などで構成されるワンヘルスセンターの整備やワンヘルスに関する事業の用に供するため財産を無償で譲渡する議案であります。

定例会最終日には議案に賛成か反対か意思を示さなければなりません。第1回定例会の質問でもお聞きしましたが、再度確認するため、同様の質問となるというふうに思いますが、理由をはっきり教えていただきたいというふうに思います。

保健医療経営大学跡の土地は、これは数日前の新聞等に掲載されておりましたけれども、瀬高町当時、約7億円（73ページで訂正）をかけ造成などを行い取得したとも言われている市民の財産であります。みやま市においても、税収が少ない中、いかに税収増に取り組んでいくのか悩みが多いと思われませんが、無償譲渡では何の収入も得られないのではないのでしょうか。県が運営する事業所が当市で事業展開していただくのは市の活性にもつながり、大変

いいことだというふうに思われます。保健医療経営大学跡の建物については、聖マリアのほうから無償で譲り受けたものであり、ワンヘルスセンターなので大いに活用してもらっても結構だろうというふうに思います。しかし、土地については、先ほど申したとおり、有償で取得した物件であり、なぜ無償譲渡しなければならないのか、私は理解ができません。

市管理の建物と土地で、ちょっと私、調べてみましたけれども、他市の例を申し上げたいというふうに思います。内容については若干違うというふうに思いますけれども、地区の公民館として活用してもらうため、建物については無償譲渡で、土地については無償貸与とされている取扱いが多い自治体があります。

そこで、具体的な質問に移らせていただきます。

具体的事項1として、土地と建物の無償譲渡の提案をなぜ別々にできないのか。これについては、3月の第1回定例会の一般質問でもお聞きしましたけれども、理由が私自身、はっきりしません。再度お聞きしたいというふうに思います。別々にできない理由、法律や規約があるのか、それとも市長の考えだけなのか。

次に、具体的事項2として、無償譲渡の提案はなぜ今議会なのか。施設の運用開始については令和9年と説明がありました。今議会で提案しなければならなかった理由があれば教えていただきたいというふうに思います。

具体的事項3として、市民の皆さんへの土地の無償譲渡の説明は十分行われたのか。これについては、3月の一般質問でも市民の皆さんへ十分説明をしていただきたいというようなお願いもしておりました。しかし、私自身、何人かの市民の方と無償譲渡の問題についてお話をする機会がありました。お話をした人全員ほとんどが、この内容は知らなかったというふうに言われております。なぜ無償譲渡なのか疑問を持たれております。議案を議決しなければならない議会への説明や理解を求めるのは当然必要というふうに思いますが、同時に、市民皆さんへの理解を求める説明も必要ではないかというふうに思います。この対応についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

具体的事項4として、県は土地の無償譲渡では事業展開ができないのか。建物は無償譲渡で有効活用していただいて結構というふうに思います。土地については、無償貸与として有効活用していただければと考えます。土地を所有していなければ有効活用ができないのか、何か問題があるのか、分かれば教えていただきたいというふうに考えます。これについても3月の一般質問で無償譲渡と無償貸与の違いというのをお聞きしました。これについては、

私の記憶でいけば、所有権が移転するだけというふうな回答があったというふうに私は記憶しております。

具体的事項5として、県から選ばれた最大の要因は何かということでもあります。

既存の建物の無償譲渡と広大な土地は選ばれた大きな要因というふうに思われます。しかし、土地の無償譲渡は大きな要因とは私自身思いません。なぜ県は土地を所有したいのか、当事者ではありませんので理由は分からないというふうに思いますが、県の意向説明などがあつたら、どうか教えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

皆様、改めましておはようございます。

では、上津原議員の定例会に提案されている財産の無償譲渡についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の土地と建物の無償譲渡の提案をなぜ別々にできないのかについてでございますが、今回の誘致に当たりましては、全員協議会において、大学跡地を県に一括して無償譲渡するという条件で誘致活動を行うことを御説明し、その上で服部知事と県議会に要望活動を行い、その結果として本市に決定したものと認識いたしております。

新・保健環境研究所建設基本計画によりますと、建設地の選定基準の1つに用地等の取得の実現性という項目があり、選定理由にみやま市から建物及び土地を県に無償譲渡する意向が示されると記載されております。このような経過を踏まえますと、法的に別々にできないということではございませんが、一括で提案すべきと私が判断したものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の無償譲渡の提案はなぜ今なのかについてでございます。

建物や土地の維持管理費の軽減や今後の県のスケジュールを踏まえた上ではございますが、大学跡地の活用につきましては、議員の皆様には定例会や全員協議会などで御議論を重ねていただきました。これまで数多くの御議論をいただいた議員の皆様に、県への財産の無償譲渡議案を御審議いただきたいという私の思いから、今議会に上程させていただいたところでございます。

次に、3点目、市民の皆さんへの土地の無償譲渡の説明は十分行われたかについてでございますが、これまで5回にわたる校区・地元説明会や、商工会をはじめとする各種団体への説明会も8回開催いたしております。そして、本年4月に旧町ごとで開催しました市民講座においても、経過の中で無償譲渡の件はお伝えさせていただきました。

また、広報みやま4月号においても、「みやま市のワンヘルス推進のこれまでとこれから」という内容で、無償譲渡について掲載いたしております。無償譲渡の件に限らず、今後も引き続き出前講座などを活用して、市民の皆様にも周知できるよう取り組んでまいりたい所存です。

次に、4点目の県は土地の無償貸与では事業展開はできないのかについてでございますが、先ほどより申し上げておりますように、令和4年1月17日に服部知事と県議会に要望活動を行った際に、大学跡地は、県に無償譲渡する意向をお伝えしており、その結果として、2月8日の服部知事の記者発表となったものと認識いたしております。

一括無償譲渡すると決めて進めてまいりましたので、これを翻すことはできないと私が判断し、無償譲渡で提案したものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、5点目の県から選ばれた最大の要因は何かでございます。

新・保健環境研究所建設基本計画によりますと、本市に決定した理由としまして、その建設地については、敷地面積、用地等の取得の実現性、交通アクセス、費用、工期、設計の自由度の6つの基準により検討がなされましたが、本市から建物及び土地を無償譲渡する意向が示されたことや、建物を保健環境研究所の管理棟などに利用可能であり、建設工期の短縮が見込まれること、また、敷地が広いため、将来のワンヘルスセンターの機能拡張にも対応可能であることなどから、保健医療経営大学跡地に決定されたものと認識いたしております。

#### ○議長（牛嶋利三君）

傍聴席の皆さんにお願いでございますが、一般質問中でございますけれども、傍聴いただく方には傍聴規則によりまして、傍聴される方の氏名等々の御記入をぜひひとつよろしくお願いしておきたいと思っております。以上です。

9番上津原博君。

#### ○9番（上津原 博君）

ありがとうございました。ほとんど今までお聞きした分とあまり変わっていないというふうに思っております。

何点か確認をしたいところがありますけれども、具体的事項1については答弁書で、これは一括で提案したいということで、市長が判断したということで確認してよろしいですね。法的に何らできないという理由はありませんけれども、市長の思いが、心の思いが強いということでやるということで理解をしたところであります。

あとは、具体的事項2、無償譲渡の提案については、スケジュール等を考えれば今議会でやったほうが令和9年度の開校にスムーズになっていくというような判断で今回やったということでよろしいですね。

あと、市民の皆さんへの説明ですが、これで十分というふうにお考えなのか、それとも今後、ここには書いてありますけれども、出前講座などを活用して市民に周知できるように取り組んでまいるということで掲載してありますけれども、3月議会でいけば、市民とか団体から申入れがあればというような言い方をされたというふうに思いますけれども、市のほうから率先して説明を開催していくというような考えはないのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

上津原議員の質問にお答えします。

市の生涯学習、まちづくり出前講座というのがございます。この新しいメニューとして10人以上の団体やグループ等であれば、土日を含む午前9時から午後9時までの時間帯で、ワンヘルスについての話を聞くことができます。また、市民の皆様に積極的に出前講座を御利用いただけるように努めてまいりたいと、周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

あくまで出前講座等は、先方の計画、要望で開催というふうにしかならないと思うんですよ。私は市として積極的な説明等の計画はないのかということをお聞きしているんですよ。そこら辺についてどうなんですかということです。もう一回よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。



**○市長（松嶋盛人君）**

市の広報についてということでございますが、時間の制約がある中では、広く市民の皆様に周知する方法としては……。

説明会等につきましては、やはり要望があってからのほうがこちらとしても準備ができますので、積極的にそれはしていきたいと思っておりますけれども、そういう面ではさらに広報活動が必要であれば、広報紙とかSNSとか、いろんなツールを使って広報も続けてまいりたいと思っております。そして、さらに要望があれば、先ほど申し上げましたような生涯学習、まちづくり出前講座とか、そういう場も含めて検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

9番上津原博君。

**○9番（上津原 博君）**

市長の言葉尻をいろいろ言うつもりはありませんけれども、必要とあればではなくて、市はちゃんとやるということが大前提でしょう。申込みがあれば準備じゃなくて、もう準備は全部されているんでしょう、あるんでしょう。ということは、積極的にやりますぐらいの言葉を私は欲しいんですよ。というところをお願いしたいというふうに思うんです。そういったところを通じて、市民の皆さんも不安が癒えるというふうに思うんですよ。これについてはどうなっているんですか、市の考えについては十分というか、一定程度理解はしましたけれども、これについてもうちよっと教えていただきたいというのがずっと展開していくと思うんですよ。私はそういったところを通じて、市民と共有して、きっちりとした施設になってもらいたいというふうに思うんですよ。

私は、そういったワンヘルスの事業じゃなくて、今回については、今回の無償譲渡の議案だけについてちょっとお聞きしたいということでありますので、そういうところについては、市としてはきちんとやるならやるでいいんですよ。要望があればとかじゃなくて、そこはきっちり私は行政として責任を持って説明していただきたいというふうに思いますので、再度もう一回、市長よろしくお願ひしたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

言葉足らずで申し訳ありません。積極的に広報等を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

よろしく願いしたいというふうに思います。市民の皆さんにも納得してもらったほうが議会もスムーズにいくというふうに思いますので、願いしたいというふうに思います。

次に、4点目、るる説明がありましたけれども、要望活動を行った際にということでありますけれども、この要望活動の中で、これは公表していいのかどうか分かりませんが、17日に要望をされたというのが、文書がここに、私、全協の中でもらった分があります。ここには、答弁の中で、大学跡地は県に無償譲渡する意向をお伝えしておりますと書いてあるんですよ。しかし、この文書では一切無償譲渡という言葉がないんですよ、文書ではですね。これは要望をされたときに口頭でそういった考えがあるということを申されて、あとはそういったことの確認については事務方の要点筆記の中でそういった文言があるという分ですかね。ちょっとそこは、私は行政のこういったやり取りについては、基本的には文書が基本というふうに思うんですよ。そういった文書がない中で、幾ら無償譲渡の意向をお伝えしたとか言われても、文言として載っていないのを、えっ、それ単なる言葉のやり取りだけで、それでいいんですかというふうに私は思うんですよ。何でも役所は文書で申請をしてくださいと言って、市民にはいろんな面で要請されるんですよ。県と市との間では、そういった口約束だけでよかったですかね。ちょっとそこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今回の大学跡地への決定は、土地の取得の実現性が要因の一つとなっているというふうに考えております。県の意向じゃなく、みやま市の無償譲渡の申出を踏まえての判断ですから、私としては無償譲渡ということでお話ししたつもりでございます。一括無償譲渡とすると決めて進めてまいりましたので、私はこれはこのまま進めてまいりたいと、翻すことはできないと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

9 番上津原博君。

○9 番（上津原 博君）

私は、市長の思いを聞いているんじゃないですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

無償譲渡ということで進めてまいりました。文書については、載ってはおりませんが。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってください。質問者は、市長の答弁のように、県としてそのようなことはどうなっておるかというような質問だと思いますよ。総務部長でいいですか。上津原議員、総務部長の答弁でいいですか。9 番上津原博君。

○9 番（上津原 博君）

これについては、要望については、要望書の署名については松嶋盛人みやま市長になっておりますけれども、これを持っていかれた方は、市長だけで持っていかれたんですか。誰が持っていかれたんですか。その持っていかれた方について、補佐的な立場があればその方からの回答もお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

私も1月17日には市長と一緒に同行いたしましたので、お話をさせていただきたいと思えます。

おっしゃるように、行政の官庁同士のやり取りというのは、やはり文書でやり取りをやるというのが基本でございます。ただ、今回の保健環境研究所についての候補地の中から本市をぜひ選んでいただきたいという中で、要望書の中にはその文言はございませんが、市長が基本は文書かもしれませんが、市長の意思で、絶対みやま市に保健環境研究所を持つてくるという責任の下に発言された言葉が、口頭で無償譲渡ということにお話をされたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

9 番上津原博君。

## ○9番（上津原 博君）

総務部長の発言を私なりにかみ砕いていけば、このときに要望書の提出の中で、向こうと交渉する中で、市長のほうから、ここには書いていないけれども、みやま市にどうか誘致をお願いしたいということで、みやま市の考えとすれば、建物と土地については無償譲渡を考えております、どうかよろしくお願ひしますということで、県のほうで考えて、それを基にみやま市に決まったという理解でよろしいということによかですね。

そういったところで、もうちょっとそういった分かりやすいような説明を今日までちゃんと私はしてほしかったなというふうに思います。

それは交渉でそういったことを申されたということであれば、県のほうも向こうの事務方もきっちりと何かの文書を取っていらっしゃるというふうに思いますので、それを地方の市町村が県との交渉の中で一方的に破棄というふうなこともなかなか厳しいというふうに思いますし、その文言を言っていないことを言ったような文言の書き換えは難しいというふうに思います。だからこそ、改めて交渉をする必要があったのではないかなというふうに思いますので、ちょっとそこら辺については、次の質問者の方に任せていきたいというふうに思います。

あと、最後5点目、選ばれた大きな要因、これについては、先ほど市長のほうから交渉の中でみやま市の建物と土地は無償譲渡するということが大きな要因であったというふうな言い方をされておりましたけれども、私はこの文章を見れば、無償譲渡、無償貸与でも関係なく建設とかできるんじゃないかなというふうに理解するんです。県は土地を所有しないとできんというふうになっているのかな、ただ、それについては無償貸与でも建設も私はできるというふうに思うんですよ。ただ、みやま市は、私自身も土地の無償貸与でも何ら制限をかける必要がないというふうに思うんですよね。そういった中で、何ら関係がないということであれば、貸与でも譲渡でもいいんじゃないかなと、3月議会の中でも確認した分であれば、所有権が移転するだけというような話でした。

演壇で言いましたけれども、無償譲渡をしても何ら収入がないという分が、私はちょっとクエスチョンなんです。そこを、市長の記者会見の分が新聞報道でされておった中でいけば、瀬高町当時、土地の造成等を含めて7億円（73ページで訂正）かけて取得した土地なんです。それをゼロ円、今日まで全員協議会、あるいはこの市議会の中でもみやま市民にとって何ら見返りといいますか、何かそこら辺が私は理解できない。市長はワンヘルスの取

組については、WHOが推奨するとか、あとは国の機関も言うとか、あとG7の中でも取り上げられると、いろいろな部分を言われておりましたけれども、そうじゃなくて、私たちみやま市民にとって何か、これがあるということを私はきっちりと教えていただきたいというふうに思うんですよ。それを私たちは市民の皆さんに、こういったことがあるから、こういったすばらしいことがあるから、無償譲渡してまでも、この事業を展開する必要があるんですよというようなことを言いたいんですよ。今のところ市民にとってプラスは何もなかですよ。私はそう思うんですよ。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大、パンデミックがあったと、これも減少させにゃいかんとか、そういったことが書いてあるとですよ、ワンヘルスセンターの中でも。それはみやま市民だけの問題じゃなかつですよ。世界的な問題なんですよ。じゃなくて、私はみやま市、みやま市民にとってということを聞きたいんですよ。何かそこがあれば教えていただきたいと、それがなければ、土地については何年後どうなるか分からないというふうに思いますけれども、そこはどんなに活用してもらっても結構でありますけれども、大学もそうやったでしょうが、大学も聖マリアから来ていただいたときに、誰も撤退すると思うとらんやったでしょうが。ただ、結果的には撤退されて、無償貸与ということでやっておったおかげで、土地については市に戻ってきたということでしょう。今回それをやっとかんと、どうなるか分からない、多分県は行くということはないというふうに思うんですよ。でも、そこはどうなるか分からないというのを考えとかにゃいかんとやなかですかということで、私は土地については無償譲渡じゃなくて無償貸与ということで別々な提案をしていただき、もうちょっと分かりやすい提案ができなかったのかなという思いで今回も質問をさせていただきました。

瀬高町当時、新市になって、そのときの市長選で、瀬高町当時、7億円（73ページで訂正）かけて造成した土地、これは塩漬けになつたですよ。どうにもならなかったということで、私は分かりませんが、多分大きな力が動いて大学が来たというふうに思います。その中でも、片や無償譲渡ということでやるというような陣営と、片や、いや、それは市民の財産であるということで、これについては無償貸与ということでの選挙戦だったろうというふうに思います。これについては、市民の意見がやっぱり市民の財産を守るということで無償貸与を訴えた陣営の市長のほうが当選されたんですよ。そういった市民の財産を守る、これも市の行政として、あるいは私たち議会として当たり前のことなんですよ、財産を守るということは。だから、私は一般質問を含めて、議案で出されておりましたけれども、

今回、議案については付託案件となっております。付託案件ですので、私たちはその委員会にこれを聞いてくれとしか言われんとですよ。だから、私は一般質問をやったということでありませぬ。

冒頭申しましたとおり、最終日、これについて賛成か反対かをきっちりさせないかんとですよ。だから、私は運用ができるような環境は、建物についてはすぐにでも何でもしてもらってよかと思うとですよ。ただ、土地については、別個に私は考えとったほうがよかつちやなかかなという思いの中で、これは賛成か、反対かといえ、反対すれば、土地も建物もないということになつとですよ。別々にすれば、建物についてはそのまま無償譲渡でいいということでありませぬ。土地については、そのとき、反対すれば、土地については今後またどうにかしていくような話にもできやせんかなというふうに私自身思っておりますので、今回については、市長は土地と建物については一括提案したいという強い意思がありますので、私は最終日までに判断をどうするかということ再度自分なりにそしゃくしながら考えて、どっちがいいのかということ判断させていただきたいというふうに思っておりますので、私の質問はこれにて終わらせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは続きまして、7番古賀義教君、一般質問を行ってください。

**○7番（古賀義教君）（登壇）**

皆さんおはようございます。7番議員古賀でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

市長がみやまのためにワンヘルス事業に率先して取り組まれていることはうれしく思いますが、私もみやま市民、また将来のみやま市のことを深く考えて、今回は市議選も控えている中で、自分を捨てての無償譲渡反対の質問であります。

今回のワンヘルスセンターにつきましては、県、医師会、獣医師会、または国が進めておることと思います。私の後援会の中では、これをおまえやったら、反対したら、もう選挙、勝てんぞと、そういう声も聞く中で、いや、それで終わるなら、おまえそれでよかやっかと、真実を市民のためになるかを伝えて、それで終わるならおまえ終われと、それが私の後援会の意思でございました。また、私もそのとおりでございます。

将来のみやま市を守るために、今何ができるか、何をすべきかを市民の皆さんに考えていただくために議論させていただきます。

大学跡地に無償でワンヘルスセンターを誘致する件については、ワンヘルス事業とワンヘルスセンターは全く別物です。ワンヘルスセンターは、世界を挙げて今からやっつけていかないかんワンヘルスです。しかし、ワンヘルスセンターは伝染病の研究所をみやまに持ってきたという感染症です。伝染病という言葉を使っちゃいけないように法律的には変えられておりますが、今日は議長、ところどころでそういう言葉が出てきますので、もうそれは私がそれで終わるならそれでよかです。よろしくお願いいたします。

県のワンヘルス事業は大変ありがたい話です。しかし、大学跡地の無償譲渡は別問題です。市長は県に無償譲渡の意向ですが、無償譲渡が本当にみやまのためになるかについて質問いたします。

令和4年1月5日、議会全員協議会の中で、市長が県のワンヘルス事業の誘致について北九州市と太宰府市が既に手を挙げており、みやま市を有利に導くためには、大学跡地を無償譲渡するしかないというような説明がありました。数名の議員が欠席する中で、市長の無償譲渡に趣旨賛同の意を表したと思いますが、その場での賛否の表決もなく、その後の臨時議会も開かれなかった。そういう中で、今、上津原議員の質問の中で、市長が無償譲渡を県に言ってきたと言われましたけれども、どういう権限を持って行かれたのか不思議に思いました。その時点では、ワンヘルス事業については説明がありましたが、ワンヘルスセンター、感染症研究所についての説明は何もなかった。また、10ヘクタールの大学用地は、当時の瀬高町が7億円で購入した（121ページで訂正）市民の大切な財産であることも説明がなかった。私は山川町の職員ですが、知らなかったんですよ。

誘致を進めている太宰府市の保健環境研究所は、細菌やウイルスの感染症——昔の言葉でいえば伝染病です——や土壌汚染による公害を扱っている施設であることも説明がなかった。さらに、令和4年4月には家畜伝染病の発生予防や蔓延防止などを行う家畜保健衛生所に加え、野生動物の伝染病を担う動物保健衛生所として同敷地内に設置することが新しく発表されました。時間の経過とともに、状況が変化し、ワンヘルスセンターの実態、役割が見えてきました。

そこで、市長にお伺いします。

事項タイトル1、保健環境研究所と家畜保健衛生所の役割について。

事項2、市長は保健環境研究所が細菌やウイルスを取り扱う施設であることを知っていたか。

事項3、細菌やウイルスを扱う場所としての安心・安全の保障はあるか。

事項4、県への無償譲渡の根拠を示せ。

事項5、家畜や野生動物の感染症などの調査・研究・原因究明の安全性は大丈夫か。

上津原議員とダブるところが出てくるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、古賀議員の大学跡地に無償でワンヘルスセンターを誘致する件についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保健環境研究所と家畜保健衛生所の役割についてでございますが、保健環境研究所は県民の健康と快適な環境を守るため、保健・環境行政を科学的・技術的側面から支える試験・研究機関として、新たな課題解決に向けた調査・研究、試験・検査、教育・研修及び情報発信を行い、県の保健・環境行政に貢献されている施設でございます。

保健環境研究所で取り扱う細菌、ウイルスを示せとのことですが、保健環境研究所では食中毒や感染症の検査を行っており、ウイルス等については、病原体の危険性に応じた実験施設で取り扱うことが法律によって定められております。

保健環境研究所では、生物学的安全性のレベルを表すバイオセーフティーレベルの4段階の分類のうち、レベル3までの病原体を取り扱うことが可能な施設を整備する予定です。

レベル2に属する病原体は、人または動物に病原性を有するが、重大な被害となる可能性が低いもので、赤痢菌やコレラ菌、日本脳炎などがあります。

レベル3に属する病原体は、人に感染すると重篤な疾病を起こすが、伝播の可能性が低く、有効な治療法、予防法があるもので、結核や日本紅斑熱、SARSコロナウイルスなどがあります。

一方、レベル4に属する病原体は、人または動物に重篤な疾病を起こし、伝播も容易に起こり得、有効な治療、予防法が得られないもので、エボラ出血熱やラッサ熱などが含まれますが、このような危険な病原体については、保健環境研究所で取り扱うことができないこととなっております。

次に、動物保健衛生所及び筑後家畜保健衛生所の業務内容、取り扱われている家畜伝染病名を挙げよとのことですが、まず家畜保健衛生所につきましては、法律に基づいて、全ての



都道府県に設置されており、県内には4か所ございます。

業務内容は、畜産振興のための家畜衛生の向上、家畜の病気の予防・診断、衛生的な飼育管理の指導、法律に基づく病気の検査や畜産物の安全性の確保対策などが行われており、畜産農家においては必要不可欠な施設でございます。

筑後家畜保健衛生所で行う家畜伝染病の検査の種類につきましては、家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病等の発生を予防するためのヨーネ病、豚熱、オーエスキー病などの定期的な抗体検査を実施されています。

また、疾病の原因究明のための病性鑑定業務として、血液検査や一般細菌検査が実施されています。

動物保健衛生所は、筑後地域における家畜衛生の中核機関としての役割を担うほか、県内の愛玩動物、展示動物、野生動物の保健衛生を一元的に担い、保健環境研究所や関係機関と連携し、ワンヘルスを推進するというところでございます。

次に、2点目の市長は保健環境研究所が細菌やウイルスを取り扱う施設であることを知っていたかについてでございますが、保健環境研究所を誘致するに当たり、当然食中毒や感染症の検査のために細菌などを取り扱われていることは存じておりました。

市民への周知は行ったかとの点につきましては、地元説明会や市民講座、各種団体の勉強会、広報紙などを通じて市民の皆様にも周知を図ってきたところでございます。

今後も広報紙や出前講座などを活用し、丁寧な説明に努めてまいります所存でございます。

次に、3点目の細菌やウイルスを扱う場所としての安心・安全の保障はについてでございますが、大学跡地周辺は3メートル未満の浸水想定区域となっております。

そのため、新・保健環境研究所建設基本計画では、浸水対策として試験・検査に用いる研究室、実験室は、全て新築する研究棟の2階以上に配置することとされております。

また、排水につきましては、有害物質を含むものは放流せず、種類ごとに集め、専門の処理業者に引き取られ、適切に処理されます。有害物質を含まない器具の洗浄排水や一般の生活排水につきましても、排水処理施設で処理された後、水質汚濁防止法や浄化槽法に基づく基準を遵守し、放流されることとなります。

動物保健衛生所におきましても、同様の考え方にに基づき、検査室は2階に配置し、1階には解剖室や焼却炉、執務室等が配置され、廃液や感染性廃棄物の処理は保健環境研究所と同様に適切に行われます。また、排水処理施設の場所につきましては、基本設計で検討されま

すが、水質汚濁防止法に基づき適切に処理されるということでございます。

次に、4点目の県への無償譲渡の根拠を示せとのことでございますが、今回の保健環境研究所の誘致に当たりましては、令和3年12月の臨時全員協議会において、保健医療経営大学閉校後の跡地について、県施設の誘致をぜひ進めてほしいという御意見をいただきましたので、その際に他の候補地より有利に進めるためには、土地と建物の一括無償譲渡しかないという私の思いを申し上げさせていただきました。

その後、令和4年1月5日の定例全員協議会において保健環境研究所が設置された場合のメリット等や大学跡地を県に一括して無償譲渡するという条件で誘致活動を行うことを申し上げ、その上で1月17日に宮本副議長にも御同行いただき、服部知事と県議会に要望活動を行い、その際に大学跡の土地、建物を県に無償譲渡する意向を私からお伝えしてまいりました。その結果、同年2月8日の服部知事の記者発表となったものと認識いたしております。

次に、5点目の家畜や野生動物の感染症などの調査・研究・原因究明の安全性は大丈夫かについてでございますが、病原体の取扱いについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び家畜伝染病予防法に定められた基準を遵守して行われます。

また、福岡県動物保健衛生所基本構想によりますと、整備基本方針に安全性の確保の記載がございます。その中で、バイオセーフティーの確保では、消毒、排気や排水についても処理を適切に行い、周辺環境に配慮することが記載されております。

さらに、耐震、耐火性能の確保のほか、止水板の設置が検討されています。本年度には動物保健衛生所の基本設計が策定される予定となっておりますので、より詳しい情報が入り次第、議員の皆様や市民の皆様に周知してまいります。

また、当然事故等が発生することはあってはならないと考えておりますが、万が一そのような事態が発生した場合の対応につきましては、福岡県において関係法令に基づき適切に対処されることと存じます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

今、古賀議員と上津原議員が一般質問されました中身について、ここで問いたいと思っております。よろしいでしょうか。

今、質問の中で、登壇のところで、上津原議員、古賀議員が旧保健大学の敷地の購入について述べられました。上津原議員は瀬高町当時約7億円をかけ造成などを行い取得したとおっしゃっております。古賀議員につきましては、瀬高町が7億円で購入した土地というふうなことを今、登壇でなされましたが、これについて2つの言葉がここで出てきております。7億円は当然土地の購入費、造成費を含めた分が上津原議員がおっしゃった言葉、古賀議員で申しますと7億円で購入した土地ということではありますが、やはりこういった一般質問、公の場で質問されるときは、十分に調査された上での確たる質問をされないと、これは市民が聞かれてあります。こういった分については、修正じゃなく、市民の方、今日も傍聴においてであります。調査した本来の正確なことをここで述べていただきたいと思いますので、これについて両者どちらが正しいのかを私はここでお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

今、前原議員のほうから、一般質問の時間中というのかな、お尋ねいただく時間中なんです。このことは前原議員さんが議運の委員長としてというようなことであれば、休憩してそのことに対する対応をしっかりとやらせていただいて、再開というようなことになると思いますけれども、その点いかがでしょうか。8番前原武美君。

**○8番（前原武美君）**

なぜ今したかという、私が議運の委員長を仰せつかりましてしたことが、一般質問の通告書全て事前に全議員にお配りしておるわけですね。それをここに手元に持ちまして、そして当日、今日、一般質問の登壇の中でされた分についての食い違いがあるものですから、これは議運に対してはこれを事前に配付するということでしたら、よければ、今、議長がおっしゃったような取扱い方をよろしくお願ひしたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

皆さん方、今お聞きのとおりでございます。ただ、私含めて16名の議員さんが一般質問通告に従った質問をしていただく、そして、そのことに対する執行部から答弁をいただいております。最中でございますけれども、前原議員さんがこれは議運の委員長としてというような立場での発言であるということにすれば、御案内のとおり、このことについては議会運営委員会を介して今日の議会が開催されております。ですから、そのことに対しては取扱いを当然議会運営委員会に戻すというような結果になるかと思っておりますけれども、暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

皆さんには、古賀議員の一般質問中の問題といたしますか、やり取りの中での前原議運委員長からの御指摘をいただいて、休憩を取ったところでございます。

なお、休憩時間中に、早速、議会運営委員会を開催いただいておりますので、前原議会運営委員会委員長のほうからの報告をお願いいたします。前原議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）

途中で議長に申し入れしまして、長い時間、議運を開かせていただきまして、皆さんに御迷惑かけたと思っております。

ただいまより議運の報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど議長に一般質問の中身について議運を開催したいということで申し入れましておとりでございます。

中身につきましては、1番目に登壇された上津原議員、2番に登壇された古賀議員の一般質問の内容についてでございました。

この中で、上津原議員につきましては、用地につきまして、瀬高町当時7億円をかけ造成などを行ったというふうに通告書も登壇発言もなされたところでございます。

一方、古賀議員のほうにつきましては、大学用地は当時の瀬高町が7億円で購入した土地であるというこの通告書、発言もありました。

この2名の方の登壇されたことに対して、執行部の答弁がこれについての説明が全くなかったわけですね。お二方のこの違った質問に対して、正確な説明がなされていないままこの本会議で言って、21日議決すると。お二方も、今後この一般質問をして、我々も一緒ですが、この後市民との、これを交えていろんな討論をした中で我々は21日に臨むという中で、正確なことを伝えていただくと私は思っておったんですが、それがなかったものですから、議長に議運として申し入れたところでございます。

ですから、我々にも一緒ですが、正確なものをもって我々は市民とも接触する。それで、この議会でも傍聴の方、市民に向けて、ネット、いろんな分で発信すると思います。ですから、私が求めたのは正確な数字をここでは述べていただきたいと、内容を述べていただき

いということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

今、議運の委員長から休憩中の議会運営委員会の内容等々、報告いただいたわけですが、当然、私ども議会としては、やっぱり真実を市民の皆さんにお伝えしていく、大変重要なことでございます。るる御説明いただいておりますので、正確なこの造成費を含めた用地の購入費、合計でアバウトのところ7億円というような数字が出ておりましたけれども、正確な数字を執行部のほうからお示しいただきたいと思っております。

西山総務部長。

**○総務部長（西山俊英君）**

それでは、私のほうから申し述べさせていただきます。

まず、大学の用地の造成工事費ですが、91,870千円でございます。約1億円ということでございます。それと土地の購入費592,979千円、約6億円といったところでございます。正確な数字は、足しますと684,849千円でございますが、造成工事費約1億円、土地購入費約6億円として、合計約7億円といった文言というふうになっているということでございます。正確な数字はそういうことでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そしたら一般質問、また7番古賀義教君に通告どおりの質問を展開していただきますが、今進行中の中で、このやり取りの中での、恐らく古賀議員のほうも質問に対する作文をされてあるかと思いますが、文言の不適格性、この点については今定例会中に訂正というようなことで申し出れば訂正できますので、以上のことを加味しながら質問を展開していただきたいと思っております。

そしたら、7番古賀義教君、質問を続けてください。

**○7番（古賀義教君）**

さっきの7億円につきましては、造成費をひくくめて全ての金額を出しておりましたので、失礼いたしました。

では、質問を続けさせていただきます。

ワンヘルスセンターは何をするところか。ワンヘルス事業ではなくて、ワンヘルスセンターは何をするところかを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ワンヘルスセンターは、人間の健康、そして動物の健康、また自然環境保全をしていく部分での調査研究を行っていくところと認識しております。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私の答えを申し上げますと、ワンヘルスセンターは人の感染症（伝染病）、家畜伝染病に加え、野生動物の伝染病の調査をすることにより、人獣共通の感染症、伝染病の研究をするところです。これがワンヘルスセンターとっております。もう市長、答えはよろしいです。

それともう一つ、ワンヘルスセンターとみやま市が連携することで、みやま市にどういう効果があるのか、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ワンヘルスセンターは、今までも何度もお答えしてきているんですけども、ワンヘルスの理念とか、考え方とか、またG7サミットで宣言されるなど、今や世界の潮流となつてきております。

ワンヘルスの取組は、SDGs、17のゴールの多くとも関係しておりますし、環境保護、そして健康づくり、安全な農林水産物の生産、地産地消、教育など、私たちの暮らしに直結するような多くの施策に及びます。

本市は、それに非常に資源循環型のまちづくりも進めておりますし、適合すると思ひますし、このワンヘルスセンターを誘致することによって、私は本市の大きな将来への起爆剤になると考えておりますし、また、さらに教育面でもワンヘルスについての考え方、ワンヘルス教育ということで、やはり先ほど申し上げましたように、私たち人間の健康、動物との関わり、健康、また自然との関わり、保全、これを進めていく上で大きな価値があるものと考え

えております。御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

これについてはまた後で出てきますので、先に行きます。

住民説明会や市の職員の研修会の資料の中に、保健環境研究所にある病理細菌課やウイルス課の説明はありますが、その課が扱う感染症、伝染病の病名は載せていなかったですが、なぜ病名を市民に伝えないのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

広報みやまの2月号ですね、ここにも保健環境研究所等についての説明、どんなところという説明の中に、「ウイルスの検査・解析」ということで、インフルエンザなどウイルスが原因となる感染症の予防対策とか、新型コロナウイルスの遺伝子解析も行っていますなどの説明は行っておるわけです。

ほかにもいろんな感染症等もあるかもしれませんが、全てなかなか載せるわけにはいきませんが、地元説明会とか、いろんな説明会等でも説明もしてきているところと考えておりますし、今後も説明を続けてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

3か所で研修がありました。資料がありますけれども、そういうのは載っていないんですよ。そいけん、結核とか、エイズ、コロナといえ、結核といえ皆さん法定伝染病ということが分かります。だから、エイズとか、コロナはさっき出ましたが、まだほかにいっぱいあるんですね。それを今後、研修会をされる場合には、そういう病名も載せて研修会に臨んでいただきたいと思います。

それから、事項3に行きます。

長時間にわたり、浄化槽が水につかった場合、さっき、市長は3メートルの浸水地域と言われましたけれども、その安全性はどういうふうと考えてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げたと思いますが、施設の設備、運営につきましては、全て関係法令に基づいて廃棄物、排水は適切に処理されるということで考えておりますし、そういう説明も受けております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

施設の安全性は分かります。しかし、そこで取り扱っている細菌やウイルスは家畜伝染病、非常に危険なものです。その伝染病で死んだ動物、家畜、これを解剖する場合、大量の水で洗い流すと思うんですが、浄化槽に多分行きます。

---

〔発 言 取 消〕

---

———今度、そのの大学跡地でそういう水は浄化槽からどこに放流される予定ですか。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今御質問いただいている中身につきましては、県の施設の建設における部分で、私どもが正確にお伝えすることができない部分がたくさんあります。

私どもが申し上げられるのは、確かにいろんなウイルスや細菌の話が出ておりますけれども、建設するに当たっては安全・安心を第一として、排水につきましても浄化槽基準に合致しているものは浄化槽で排水を、またそれ以外に特別なものはポリ容器等に入れて、別に処理をするというふうなお話を聞いているところでございます。

そして、開かれた施設として、市民の皆様はもとより、見学ができて、教育ができるような施設を造りたいというふうな意図をお話ししていただいているところでございますので、



そういう具体的な菌の扱いどうのこうのというのが、ちょっとお答えできませんので、そこは申し訳ないと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

市の職員を2名もそこに配置して、市の予算も何千万円か使ってあるじゃないですか。それでこういうことが分からんちゅうことじゃいかんでしょうもん。

私が代わりに答えますよ。矢部川に流しますよ。ほかに流すところなかでしょう。すぐ裏は矢部川ですから、当たり前のことじゃないですか。これはこれで一つ頭の中に入れておってくださいよ。（発言する者あり）違いますか。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

確かに矢部川のほうに流すのは浄化槽の法的な基準に合致している部分を流すだけでございまして、それ以外のものはポリ容器等にして処分をするということでございますので、そこは重々御理解ください。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

次に行きます。

長崎大学が有効な治療方法がないウイルスを扱える、さっき言われよったレベル4の施設を計画しましたが、反対する地域住民と今裁判になっています。長崎大学といえば、東京の国立感染症研究所と一、二を争うようなレベルの感染症、伝染病に備える大学です。

みやま市のワンヘルスセンターを人獣共通の感染症、伝染病に備える県の中核拠点として整備すると公言しています。

---

〔発 言 取 消〕

---

ですから、私としては、レベル4の伝染病研究施設が整備されることが非常に不安であり、

心配をしておるところです。

だから、貸与にして、賃貸契約の中で具体的に条項を結んでおく必要があるのかなということです。例えば、協定書の中でレベル4の伝染病は研究しないと、伝染病による事故が起きた場合は即撤退するとか、風評被害が出たら全額補償するなど、我々はもういないんですよ、いつの時代でも交渉ができる備えが必要かと思います。それが土地の権利と協定書です。譲渡したら終わりです。市長、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員が心配されている分についてお答えいたしますが、レベル4に関するそういう危険な病原体は、本市に誘致される予定の保健環境研究所、ワンヘルスセンターでは行わないということでございます。ですから、そこはしっかりお伝えしておきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

長崎大学もそうだったんですよ。ところが、今始めたじゃないですか。ですから、ちゃんとした、それをノーと言えるようには、土地の権利を持つとかんと勝てんとですよ。協定書だけではちょっと厳しい。土地の権利を持っておけば、いつでも交渉の席に相手がついてくれる。全部やったら、もう相手の土地で誰が何しようとかんた対応はできないと思います。だから貸与がいいと。貸与しとかんと将来危ないですよと。ここにおる人、みんないなくなっから起きる可能性があるわけですから、そういう準備をしておいたらどうですかということですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういういろんな病気に関しての危険性とかおっしゃっておりますけれども、これは県、また市とともに、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、土地の分等は、また、そこは私は一括して譲渡することで県のほうに責任持って、市とともに対応、対処を一緒にし

ていくことが肝要なことであると考えます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

じゃ、次、令和4年1月5日の全員協議会の中で、市長が県のワンヘルス事業の誘致について、競争相手がいるから、既に手を挙げている市町村があるから、無償譲渡でいかないと勝てないというような説明を受けました。それはどこの市町村だったですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

どこの市町村というか、先ほども上津原議員の質疑の中で出たと思いますけど、現地建て替えの太宰府市、それから北九州市が立候補しているという部分で伺っておったわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

北九州市と太宰府市、そういう記憶も私はございます。

太宰府市がどんな誘致活動をしたか、御存じですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

存じ上げておりません。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私、太宰府市へ行ってまいりましたよ。本郷小学校を合宿施設にするときも現地に行って、ちゃんと調べた方がいいということを私言いましたよね。だから、私、現地に行ってきたんですよ、今度も。実際、自分で行ってみんと分かんんですよ。

私の調査では、保健環境研究所の移転について、太宰府市からの県への相談は一切なかつ

た。していません。太宰府市の議案も一切なく、ただ静観していただくと聞いてきました。太宰府市の頭の中は、もう当初から跡地活用しかなかったです。ああ、よかった。これでもう太宰府市はきれいにする、活用する土地がないんですね。もうあそこしか残っていなかったんですよ。だから、太宰府市はこうですよ。市長は、議会に間違っただけで無償譲渡を引き出されたのかなど。重大な責任があると思いますが、太宰府はどこからの情報だったですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

太宰府の誘致活動というか、もともと県の土地で、そこに保健環境研究所があるわけですから、誘致活動というよりも、それは現地建て替えというのは県のほうで判断されることですから、それについては県のほうの判断によるものと私は思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

北九州市と太宰府市が先に手を挙げているから、それに勝つためには無償譲渡でいかないと勝てないと、それが1月5日の全協の中身ですよ。太宰府市が手を挙げているという説明ですよ。県の土地だからということじゃないですよ。太宰府市が続けてそこにおってくださいという手を挙げているんですよ。だから、それはどこから聞かれたですかということをお聞きしておるんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

一昨年ですかね、9月の県議会の中で保健環境研究所の建て替えという話が出ておりました。その中で、現地建て替えとか、それから、ほかの地域に移転するのとか、そういう部分を新聞報道等を見て、そして、ぜひともこの保健環境研究所が本市大学跡地に来てもらえれば、本市に県の施設もほぼないことから、さらに県の中核施設が来ていただければ本市の発展につながるものと思って、そのようにお伝えしたわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

答えになっていないんですよ。私はもう時間がないから次に行きますけど、総務常任委員会でもた聞きますよ。

それから議長、もう一点、関連でよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

はい。

○7番（古賀義教君）続

昭和48年に保健環境研究所の前身である福岡県衛生公害センターが今の太宰府市に——そのときは太宰府町ですね——に設置されました。しかし、公害という名前がついていることから迷惑施設と認識され、保健環境研究所の移転には反対があり、地権者交渉に難航を極め、当時の町長が非常に苦勞をしたと、そういうことが残っております。当時は迷惑施設だから、当然協定書もあったそうです。

なぜ天神から太宰府市へ移転したかですが、その経緯は、県内の汚染された土壌が持ち込まれるが、天神では公害の研究はできなかった。だから、福岡市から遠くない太宰府の山手選ばれた。

————— [発 言 取 消] —————

これについては、また質問しますけど、メリットについても尋ねてきました。定住、雇用、経済効果はどうだったか。全くなかったと。第一、議員も市民もそこに行ったことがないという説明ですね。

だから、市長、太宰府市が手を挙げている、市民をだましたというと、市長は恥かかれるかもしれませんが、我々からすればだまされたと、無償譲渡を持っていかれたと、そういうふうに受け取りますよ。その責任はどうしますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私はそのようには考えておりません。やはり科学技術の進歩があり、この保健環境研究所

に関しては、全国の都道府県に配置されております。そして、政令指定都市にも配置されております。福岡市は福岡ドームのそばにあります。

そして、太宰府市の保健環境研究所に関しましては、すぐ隣に太宰府西小学校、また市民プール、市民体育館、そして多くの住宅が建っております。この約50年間にわたって、一度もそういう事故等が起こったことはないと伺っておりますし、科学技術の進歩とともに、そういうセキュリティー、また安全面をしっかりと進められてきたものと考えておりますので、今後、新しく建てられる保健環境研究所に関しては、最先端のそういういろんな知恵、知識、技術をもって、安全な施設になると考えております。そういう意味で誘致をぜひともしたいと考えて進めてまいりました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

確かに学校は建っています。人口が増えて学校を建てにやいかん。しかし、そこしか空いていなかったから学校を建てたということですよ。

そういうことを私は問題にしているんじゃないですよ。市長が、太宰府が手を挙げているけん、勝つためには無償譲渡しかないと言われた、そのうその間違った情報、市民をだましたことに対する責任を私は言っているんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は、人をだますとか、そういうことをした意識は一切ございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私の情報が違っているかもしれませんから、太宰府に行って調べてきてくださいよ。私が言ったのが、太宰府が手を挙げたのか、それから土壌が汚染されているのかどうか、調べてください。よかですか。いいですか、職員をやって。市長が自ら行けとは言っていないけん

ですね。調べてくださいよ。3町の土壌が汚染されておるわけですから、県内の土壌を全部そこに捨てておるですたい。だから、調べに行くことはできるでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その土壌が汚染されているとか、そういうことに関しては私は存じ上げておりません。ですから、そこについては、今おっしゃる部分については調査というか、お尋ねはしたいと思います。

ですが、私はこの保健環境研究所誘致に関しては、しっかり今の科学技術の粋を集めた研究施設になると思いましたので、誘致をぜひしたいという思いで進めてきたわけでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私はうその情報を流されたことを、何で自分で確認しなかったのかを解いているんですから。答えになっていないんですよ、いつも市長の答えは。これはちょっと時間が私ないので、また後でよろしいです。

もし災害で地域が汚染されたり、海産物などの漁業や農家への風評被害も私は心配します。少なくとも高田漁協、矢部川漁協、JAみなみ筑後には、ワンヘルスセンターでは人の感染症、伝染病、家畜伝染病、野生動物が持っている未知の病原体を検査し、さらに人獣共通の感染症、伝染病に備えるために福岡県の中核拠点として整備されることを、その団体に説明して納得をしてもらわんといかんと思いますが、それはされますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

JAさんのほうにも過去説明もしてまいりましたし、それから高田漁協、そして有明海漁連のほうにも説明をして御理解をいただいていると私は考えております。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

じゃ、その際、どういう説明をされたかですよ。私のような説明をされたのか、本当のことを言ったのか、そこが問題ですよ。相手の方は知ってあるんですか、伝染病の研究所ということは。市民の皆さんが知らんから、私、言っているんですよ。ワンヘルス事業はいいんですよ。これは絶対やっていかんやいかん。しかし、そういうセンターで今後全ての福岡の伝染病を持ち込んで研究するということをやつとかにやいかんでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

伝染病を持ち込むとか、そういう施設ではないということです。検体を少しだけ持ってきて検査をする機関でございます。ですので、そういう部分も含めて、その実態、どういう研究を行っているかについては、きちんと説明を行ってまいりました。保健環境研究所の方にも一緒に来ていただいて、説明をしていただいております。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

じゃ、そこでは伝染病の研究はしないんですね。福岡県の中核施設ですよ。今から福岡県のウイルス、細菌を調べるところですよ。じゃ、市長がそげん言わっしゃるなら、それでよかですたい。もう細菌、ウイルスの研究はしないと。県の資料にはやると書いてあるですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

再三申し上げておりますけど、福岡県の保健環境研究所では、取り扱う病原体というのは私たちの生活レベルで存在する細菌やウイルスしか取り扱われないということです。そして、不安の声等もあったため、広報みやま2月号にも保健環境研究所を現地取材して、県民の健康や環境を守るため、微量ながら科学的物質やウイルスを取り扱うものの、適切な廃棄、排水処理やセキュリティー対策を講じた施設を整備するということです。周辺の環境保全に配慮した施設になるということを紹介していただきました。

○議長（牛嶋利三君）



7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

だから、県がそう言っているのを担保は何ですかということなんです。その担保が私は土地、権利を持っておくと、もうよかごとさるつということを行っているんですよ。それは後で、時間がないですよ。

ちょっとオスプレイのことでまた言いますけれども、当初、佐賀空港には自衛隊は導入しないという協定書があった。そのときは、まさかの協定書と思っていましたが、そのまさかが現実になっていますね。その協定書を破棄するために、国は佐賀の漁連に対し、年間20億円、5年間、（121ページで訂正）100億円を支払い、さらに用地については1.5倍の価格で買い上げることを約束しています。関係者184人は納得しています。しかし、49人の方は100億円を捨てても安心・安全を選ぶために土地の売却を拒否した。しかし、自分の土地ではありませんけれども、名義が漁協になっていた。だから、もう諦めてしまわれた、オスプレイが整備されることになったわけです。

佐賀の紛争で私が指摘したいのは、最後の勝負、切り札は協定書や確約書ではなくて、土地の所有権なんです。最後は土地の所有権で49人の所有者が勝負しようとしたけれども、それが漁連の名前になっつたから反対闘争ができなかったということです。そこをどういうふうに考えられますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

オスプレイとはちょっとまた別の問題であろうと考えます。ですが、施設設備の運営については、関係法令に基づいてきちんと運営を行われると思いますし、何か発生した場合については、当然のこととして本市と県と協議しながら、同じ県民、市民でございますから、一緒に守っていくという立場で取り組みたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

長崎大学のことで、今度の佐賀のオスプレイでも、それがなっていないじゃないですか。国、県は力で押してくるんですよ。勝てないですよ、こんな小さな市町村が。だけん、土地

を持つとかんといかんというのが、市長の答えになっていないですけど、それはどうしてそんなに市長が譲渡にこだわられるのか。契約書か覚書、何か密約書があるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ございません。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

副市長、どげんですか。

○議長（牛嶋利三君）

三重野副市長。

○副市長（三重野直美君）

密約書といったものは一切ございません。（「総務部長」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

一切ございません。（「じゃ、課長も何もないっちな」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

じゃ、ここでそういう書面が何もないということを書いていただけますか。何もなければ、要望書にも無償譲渡とは載つとらんとでしょう。県も言いよらんとでしょう。そんなら無償譲渡じゃなくても貸与でもよかじゃなかですか。

だから、そういう議会の議決がないのに、県がワンヘルスセンターをみやま市に持ってくるち言いよっとですよ。我々は議決しとらんとですよ。何でそんな勝手なことが県にできますか。何かがないければ、県はできんですよ。だけん、何もなかりゃ何もないということを書面でくださいと言いよっとですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

密約等は一切ございません。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

それを書面でよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほどから土地の無償譲渡については、今までの経緯、議員さんも今まで何度も全員協議会等で私ども御説明申し上げました。今さら県への無償譲渡としてお願いをした以上、覆すことはできないということでございます。

密約等は一切ございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

無償譲渡、これについては表には何も一切出てこんどですよ。ただ市長が口で約束されたということですよ。議会は何も知らんですよ、それは。だけん、知らんことですよ、議会は。それは全協の中ではあったかもしれん。しかし、それを本物にするなら臨時議会でも開いて、決めとかやんとですよ、県にそれば言うなら。賛否も取っていないじゃないですか。何でそれを県が信じるんですか。おかしいでしょう。議決がみやま市の意思ですから。そこら辺が、私、納得いかんとですたい。それなら議会要らんですよ、もう市長がくるって言うたけんと言うなら。我々はおらんだっちゃよかやなかですか。そげんならんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

この件については、一昨年12月終わり、そして1月5日の全員協議会でお話し申し上げ、そして議員の先生方にお伝えし、それぞれ議員の先生方の御意見を伺った上で、先ほども申

し上げましたように、1月17日に服部知事並びに県議会のほうに要望を行ったわけでございます。

ですので、その後も何度も保健環境研究所とかのいろんな問題の質問に関して御説明申し上げてきているわけでございますので、私はこれを基に今度の議案で先生方の御賛同を得て、みやま市の発展のために、ぜひこのワンヘルスセンター、最初は保健環境研究所の誘致でございましたけど、付加価値拡張されて動物保健衛生所、また自然環境を守るための公園設備、勉強する施設、そういうのを含めてみやま市の将来のためになるという夢を持って、それでこの誘致を進めているわけでございますので、ぜひともそれは御理解いただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

議会は議決していないんですから、答えになっていないんですよ。だから、県の福祉施設のような安全な施設なら無償譲渡でもいいかと思えます。しかし、伝染病を扱う危険な研究所や公害を調査する施設だから、危ないから貸与にして交渉できる交渉権を持つとかにゃいかん、物が言える立場におらんとでけんというところが私の主張ですよ。貸与にしとかんと、もうよかごとさるつですよ。だから、長崎も佐賀もそうだったって言いよっちゃなかですか。力で押し込まれますよ。だけん、賃貸にして具体的な条項を取っておかんとどこまで見てくれるのか。風評被害も分からんでしょう。どんな風評被害が出るのか知らんけど。だからもう一回、3つの団体にはちゃんと説明して了承を得とかんと。もちろん市民にもですよ。そして、その上に貸与で対応していかないと、みやま市は負けますよ。もう県の土地になったら、我々は入ることができないんですから。最後のみやま市にできることはそれだけです。あとはもう国、県、医師会、獣医師会が相手ですから勝てません。勝てるのは土地の権利だけです。歴史がそれをつくっています。

議長、時間が来ましたが、もっと言いたいんですが、あとは総務常任委員会の中でまた議論したいと思います。

以上、終わります。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

**○9番（上津原 博君）**

先ほど来、議会運営委員会委員長のほうからの発言等の訂正ということでありましたけれども、私が一般質問で行った、当初演壇で行った文言について、私は、土地は瀬高町当時約7億円かけ造成などを行い取得したという文言を、当時購入で6億円、造成で1億円を使用し、整備し、取得したものとされている市民の財産ということで、そういった文言に訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますので、取扱いお願ひします。

**○議長（牛嶋利三君）**

今、上津原議員からの質問事項等々の中での訂正というようなことで発言がっております。当然、会期中でありますので、そのように計らいたいと思います。

それから、今2番通告者ということで7番古賀義教君からの質問が終わったばかりでございますけれども、精査して、本定例会中に訂正というようなことであれば、訂正申出をお願いしたいと思います。

以上です。

それでは、これもちまして午前中の一般質問、会議を休憩いたしまして、午後の再開は13時30分から再開をしたいと思います。

以上です。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き、午後の会議を再開してまいります。

一般質問を続けてまいります。

続いて、14番中島一博君、一般質問を行ってください。

**○14番（中島一博君）（登壇）**

皆さん改めましてこんにちは。14番議員の中島です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました件について質問させていただきます。

令和9年に人の健康と環境の保全に関する調査研究機能を持つ保健環境研究所と動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所とが相互に連携したワンヘルスセンターが、3月に閉学した保健医療経営大学に移転予定であります。みやま市は、市民講座を開催して、人と動

物の健康や環境を一体的に守るワンヘルスの理念やセンターの役割について説明をされましたが、参加者は4月25日、山川で約30人、4月26日、MIYAMAXで約70人、4月28日、まいピア高田で約50人、3か所で約150人、これで市民の理解を得られたと思われるのか。今回、ワンヘルスセンターの誘致について、3点伺います。

事項1として、動物保健衛生所の安全管理について伺います。

筑後家畜保健衛生所に先月29日に議員で視察に行き、説明を受けましたが、再度、飼育されている動物のふん尿をはじめ、あらゆる汚染物質の排水処理はどのように処理されているのか伺います。

再質問で、動物保健衛生所の職員構成について、また動物保健衛生所と連携する市役所の担当課について伺います。

事項2として、ワンヘルス推進関連事業について伺います。

新規事業に25,238千円予算計上していますが、みやま市は財政が厳しいのに、なぜ市の予算を使って啓発されるのか。県の施設で県の事業ですので、県の予算でやるべきと思うが、市長の見解を伺います。

事項3番目に、福岡県保健環境研究所の誘致について伺います。

福岡県保健環境研究所の誘致について、令和4年1月17日に、市長は県に対してどのような要望をされたのか、伺います。

上津原議員と古賀議員と重複するかと思いますが、以上3点よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして皆様こんにちは。では、中島議員のワンヘルスセンターの誘致についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の動物保健衛生所の安全管理についてでございますが、令和5年3月に福岡県が作成されました動物保健衛生所の基本構想によりますと、汚染物質の排水処理につきましては、施設計画のうち、安全計画として、バイオセーフティー、ケミカルセーフティーという項目がございます。その対策方法としまして、排水処理の記載では、各検査室から出る検査排水、解剖室排水は排水処理設備等で適切に処理しますとされており、排水につきましては、水質汚濁防止法に基づき適切に処理されるということでございます。

なお、同施設の基本設計及び実施設計は、本年度予算で実施されることとお伺いしております。より詳しい情報が入り次第、議員の皆様や市民の皆様には御説明をさせていただきたいと存じます。

次に、2点目のワンヘルス推進関連事業についてでございますが、本市は、もとより環境分野に力を入れておりましたので、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉えるワンヘルスの考え方に通じるところがあるとして、全国で初めてワンヘルス推進宣言を表明させていただきました。

御質問の予算につきましては、そのワンヘルス推進宣言に基づいて、令和5年度当初予算に計上しましたものでございます。

私は、本市の未来の扉を開くワンヘルスを積極的に推進し、ワンヘルスのまち・みやまを目指し、振興、発展につなげていくための予算と考えております。総合計画の見直しや市の各種計画におきましても、ワンヘルスを念頭に置いて事業展開をまいります。そのためには、令和9年のワンヘルスセンターの完成を待つのではなく、積極的に情報発信、普及啓発、機運の醸成を図る必要があります。

本年5月に初開催しましたみやま市ワンヘルスフォーラムでも、約4,000名の方に御来場いただき、本市の名誉市民で日本医師会名誉会長の横倉義武先生の基調講演や、俳優の藤田朋子さんによるトークショーなど、ワンヘルスを身近に感じていただきながら、市民の方にワンヘルスをより分かっていただけるイベントとなりましたので、引き続き普及啓発に努めてまいります。

私は、ワンヘルスを一つのキーワードにして、魅力のあるまちをつくっていかねばならないと、日を追うごとにその思いが増しておるわけでございます。

せんだって開催されましたG7広島サミット及び関連閣僚会議において、ワンヘルスの推進が取り上げられております。首脳共同宣言において、世界の国々が協力して推進することが確認されていることから、間違いなく世界の潮流となっております。

そのような中で、国内初のワンヘルス中核拠点がみやま市に整備され、国内のみならず世界に発信できることは大変意義深いものがあり、この千載一遇のチャンスを逃すわけにはありません。

みやま市の名を大きくPRし、多くの方が訪れるこの機会に、本市のよさを知ってもらうことで、ここに住んでよかった、あそこに住みたい、あそこに引っ越したいと思われるまち、

選ばれるまちにしていきたいと意を強くしております。

そういったことから、先ほど申し上げたように、各課が実施するワンヘルスに関する施策を横断的かつ積極的に行ってまいります。特にワンヘルス教育につきましては、既にみやま市は全国初の取組で、トップランナーとして走り続けておりますので、引き続き教育委員会と連携し、特色ある教育として積極的に推進してまいります。

人と動物及び環境の健全性を一体的に守ることを学び、広い視野を持つことは、児童・生徒の成長に大きなよい影響を与えます。また、身近に研究機関と触れることができますので、将来は研究者や獣医師となり社会に貢献したいというキャリア教育につなげることができます。

そのためにも、議員の皆様と手を携え、福岡県ともしっかりと連携を取りながら、将来にわたり持続可能で、魅力あるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、3点目の福岡県保健環境研究所の誘致についてでございますが、令和4年1月5日開催の全員協議会において、大学跡地の土地、建物を県に無償譲渡し、保健環境研究所を誘致することについて、議会の賛同が得られたことから、1月17日に県への要望活動を行い、同年2月8日の服部知事の発表となりました。

御質問の県に対してどのような要望活動をしたのかにつきましては、宮本副議長にも御同行いただき、福岡県知事、県議会へ福岡県保健環境研究所の誘致に関する要望書を提出いたしました。

要望書の内容と大学施設等の概要を御説明し、県が保健環境研究所の建て替えを検討されているので、保健医療経営大学の校舎及び校地をぜひとも保健環境研究所に御活用いただければとお願いいたしました。その際に、大学跡の土地及び建物を無償で譲渡する意向をお示しさせていただいたところでございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

先月29日に筑後家畜保健衛生所を視察に行き、いろいろ説明を受けましたが、あそこは浄化槽で浄化して下水道に流す。下水道は川のほうには流れないからですね。だけど、この高柳のほうは、市長にもちょっと1週間前、懇親会の席で言ったけど、排水はあそこは多分矢部川のほうに流れると思います。それで、この関係する団体、今日、何か3か所で私は漁



業関係に話されるか、説明されたがいいんじゃないですかと言ったんですが、もう行かれたのかどうか、その辺から伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

有明海漁連や高田漁協には説明に伺っております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

このワンヘルスセンターは、市の施設じゃないでしょう。どこの施設ですか。多分県の施設ですよ。だから、市が行く前に県のほうが行ってどうこうするなら分かるんですよ。これは出しゃばって、市の施設じゃないのに何で市が行かないかんのですか。県の施設ですよ、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

保健環境研究所の副所長と一緒に説明に参りました。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

どちらにも県の方と一緒にいったということですね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

有明海漁連のほうに県の保健環境研究所の副所長と一緒に伺いました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そしたら、高田漁協は、県の保健環境部長はたしか西山部長の後輩かなんからしいですもんね。今は替わんなさった。高田漁協には誰が行きんさったですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

西山総務部長と村越企画振興課長でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

それは高田漁協に対して失礼ですよ。片一方は副所長を連れて行って、こっちは西山総務部長と。それは市長はおたくがトップで所長も連れていくように言うべきじゃない。県の施設ですよ、市の施設じゃないでしょうもん。県の方が行って、市長なり部長が同行するのが当たり前じゃないですか。市の施設じゃないですよ。これは市長が指示するんじゃないんですか。まして所長が西山総務部長の後輩なら、余計行きやすかったんじゃないかと、そう思いますよ、私は。市長が言わんかったら、こっちから言いにくかったんじゃないですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

高田漁協の組合長さんには、事前に私のほうから電話連絡を差し上げて説明をするようにということでお伝えをしておりました。そして、行ってもらったわけでございます。そして、高田漁協の組合長さんからの仲介というか連絡で、有明海漁連のほうに説明に、保健環境研究所の副所長と共に行ったわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私が言っているのは、県の施設だから県の方と一緒に連れていく。こっちがどうこうするあれじゃないんですかと。市の施設じゃないんですよ、分かりますか、市長。順番からいくなら県ですよ。そして、みやま市は地域においてあるから同行するじゃないですかと私は言っているんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと西山総務部長のほうから詳しく説明してもらいます。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

まず、高田漁協のほうには、市長のほうから組合長のほうに連絡を入れていただいて、結果的に私と村越企画振興課長と2人で行ったんですが、趣旨としては、説明会の開催等も踏まえた中で、そういった調整も踏まえて行きました。保健環境研究所のほうにも説明会等を開催するという運びになれば、その際にお願ひしますということで、背景、段取りをつけた中で漁協のほうにお伺ひしたところ、説明したのは村越企画振興課長が説明したんですが、組合長のほうが中身については理解をしたということで、理事さんもいらっしゃったんですが、5名の役員には資料を頂ければ説明をするというふうな話になりまして、ちょっとこちらとしては、説明会の開催でもと思っていたんですけど、もう高田漁協のほうでやっていただけるということをお願いいたしました。

ただ、有明海漁連のほうには、あそこはまた有明海としてもあるから、そっちのほうにはきちんと挨拶に行くようにということで、アドバイスをいただいて行った次第でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

排水はある程度安心・安全で間違いないだろうと思いますけど、説明会は、結局私は9月議会で15校区説明してくださいとお願いして、令和5年度に説明するという答弁でしたけど、1月、2月やったかな、区長会長さんたちが年度末だから忙しいから、各町でやってくれということで3か所でやれと。約150人だったと思いますけど、これで十分市民に理解が得られたと思ってあるのかどうか、その辺をお伺ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

市民への理解につきましては、昨年9月からずっとワンヘルスについての広報活動も行ってきております。また、先ほど議員おっしゃるように、旧町ごとの3町での説明会、またワンヘルスフォーラム等で、そういう場を通じて行ってきております。またそのほか、ホームページやSNS等でも行っておるわけでございます。それで、毎月市民講座の告知もSNSで発信をさせていただいておりますし、市民講座でお話をする中でも、そういう周知徹底を図ってきているつもりでございますので、順次まだ御存じのないところについては、上津原議員がおっしゃったように、説明等を積極的に今後進めてまいりたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

さっき上津原議員も言われた、県の事業ですから、県がするのが一番いいですが、説明会はそっちから、市民から言われてするんじゃないかと、そっちから15校区でするべきじゃないですか。うちの江浦校区は市民講座でするように予定してあるんですけど、市のほうが、市民センターも一緒、雨漏りの後どうなっているか、こっちから言わんと、おたくら全然言わないじゃないですか。今度も何か議長が申入れして経過報告をと言っております。おたくたちがこっちに説明するべきですよ。こっちから言うんじゃないかと、この土地の問題もおたくたちが提案しているじゃないですか。その辺はくれぐれも市長、私、執行部側からするべきだと思いますよ。説明会のときは県も一緒に連れていかんと専門的なことは分からないじゃないですか。その辺をお願いしておきます。

それと、排水のほうなんですけど、これは安心・安全と言えますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

排水につきましては、排水処理は先ほども申し上げたと思いますけど、関係法令を遵守して排水をするということでございまして、きちんとその排水の基準を守ってある、守っていくということであるならば、それは私は安全だと考えております。

**○議長（牛嶋利三君）**

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

矢部川に流れても安心・安全で、こういうのは先ほど言ったように、高田漁協、有明海漁連でも、あっちから説明に来てくださいと要望がなかったらしないという捉え方でいいんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

当然排水のことについても、先日、御説明を県のほうからもしてもらいました。また、保健環境研究所におきましても、有明海の水質とか、そういう生態系の調査とかも進めてまいりますということですので、保健環境研究所も有明海の水質関係とかも含めて、一緒に研究を進めていくということで御了解をいただいております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そしたら、市の施設であるバイオマスセンター、あそこはどう考えてあるんですか。浄化槽は1年に1回点検するんですよ。そこをされた場合、それはバイオマスセンターに持っていくでしょうが。ここは液肥とかなんとか販売している。その辺はバイオマスセンターも市の施設でどう考えてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

バイオマスセンターは順調に稼働しております、今、液肥が非常に好評でございます、作物等も非常によく育っていて人気で、液肥自体が足りない状況でございます。排水については、排水処理施設をきちんと造っておりますので、基準に従って排水を出しております、私は安全と考えております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私が言っているのは、ワンヘルスセンターの排水が流れると、多分、下水道を造るわけで

もないでしょう。下水道は造られるんですか。だから、筑後と一緒に、浄化槽で処理した場合、1年に1回、浄化槽は点検して掃除するじゃないの。そのかすはバイオマスセンターに持っていくんですよと。そいけん、バイオマスセンターは大丈夫ですかと。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今おっしゃるように、浄化槽の汚泥をバイオマスセンターのほうに持っていくから、そういう施設の浄化槽の点検が大丈夫かということだろうと思うんですけども、法的な部分で浄化槽に流せる物質を流して、矢部川のほうに流れていくということで、水質検査を今からでも5か所ポイントを決めて、保健環境研究所のほうに水質検査を行っております。そして、その結果をまた近隣の方、また漁協のほうにも報告をするようなことで考えております。ですので、バイオマスセンターのほうに持っていき、浄化槽で何か異常を来しているかどうかというのは、そういった水質検査を見ればきちんと判断ができるというふうに思っております。

市長が先ほど申しましたように、きちっと法定で決まっている中での浄化槽処理をするようなことでありますので、ほぼ安全だろうとは思いますが、なお、それでもきちんと矢部川の水質検査も行った中で、異常がないかどうか二重にしてチェックをするという体制は取るということでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

バイオマスセンターも液肥とか田んぼにもまいたりするから、作物に影響を与えんかとちょっと心配している。分かりました。

それと、筑後は獣医だけで免許を持った医師は要らないと言っているんですけど、今、太宰府のほうは医師免許を持った人は2名と聞いているんですけど、これがワンヘルスセンターになった場合は、医師とか何名か増えるんでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今の御質問でございますけど、動物保健衛生所の職員構成等につきましては、福岡県の動物保健衛生基本構想によりますと、組織体制はこれまでどおり筑後家畜保健衛生所の機能を担うため、管理衛生課、防疫課、検査課を設けますとあります。

なお、現在の筑後家畜保健衛生所の人員体制は、先ほどの3課合わせて10名となっております。まして、新設される動物保健衛生所は新たに付加される役割がございますので、それに応じた新たな組織体制の構築が必要とありますけれども、まだ具体的な人員体制は記されておられません。ですので、そういう構想ができましたら、議員の皆様、市民の皆様にはきちんとお伝えしてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

その辺は県のほうにお任せします。

それと、ワンヘルスの関連事業にも書いてありますけど、市の担当課のほうにも専門家が必要じゃないかと思って、結局、市民の不安を取り除くためにも、公衆衛生や水質汚染の専門家が必要じゃないかと。結局、まだ説明も十分市民に行き渡っていないので、市民の信頼を得るためにも、専門家の職員を、この前の建築の専門家じゃないけど、そういうのを置く考えはないのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

開設が令和9年度でございますので、そういう部分で水質検査等もきちんと分かれるような専門家等も含めて考慮してまいりたいと考えます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

ぜひ必要だと思いますので、その辺は配置方お願いいたします。

事項2として、これが県の事業、そして県の施設、既存事業で28,318千円予算を組んで、新規事業で合わせると53,557千円計上してありますけれども、これは県から補助金か助成金はあるんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

県からの補助金は頂けないのかということでございますが、本年度のワンヘルス関連事業のうち、ワンヘルスフォーラムやワンヘルス推進事業などは福岡県の個性ある地域づくりの事業費補助金を活用しております。補助金は2分の1ということで、上限5,000千円となっております。本年度は5,000千円の交付決定を受けております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

県の施設に県の事業ですよ。市が28,000千円、53,000千円、市の財政が厳しい中、何でそういうのを使わないかんか、これが理解できないんですよ。県の施設ですよ、県の事業ですよ。何で市が55,000千円も使って啓発しなきゃいけないのかな。こういうのは区長さんたちから要望ある水路とか道路工事に回した方がいいんじゃないかと思います。これは何でそこまでして、県の事業に対してこういう予算を組まないかんのか、その辺を市長に伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

このワンヘルスセンターは、みやま市の将来にわたっての大きな発展の起爆剤になる施設でもありますし、これから先、ワンヘルスの取組は先ほども申し上げたと思いますが、G7サミットとかで宣言されるなど、また福岡県がしっかり知事の公約として進めておられますので、ぜひとも市の宣言もそれに併せてワンヘルスの推進宣言を出しております。それを受けて、市と県と一緒にあって、このワンヘルスセンターが素晴らしい施設になって、市民の皆様の、また明るい将来の希望ということで、これからぜひとも意識づけ、また啓発活動を併せて、そういう意味で予算化をさせていただいているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

それで分かりました。



事項3のほうで伺います。保健環境研究所に1月17日に行かれたということで、古賀議員、上津原議員、私もこの要望書を見て、これは公文書じゃないんですかね。無償譲渡と言も書いてないんですけど、こっちは無償譲渡で土地をやって、53,000千円使って、去年3月、6月、9月、私が一番これをしていると。市長は、移住・定住、雇用、経済効果、これに見返りはありますか。このくらい土地をやって、それをお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

見返りというふうな部分で御発言がありますけれども、私はこのワンヘルスセンターが核となって、本市のいろいろな、先ほども議員さんおっしゃったように、移住・定住とかも、そして人流効果による経済活動の活性化、そしてまた、学校教育の中でもしっかりワンヘルス教育というのを進めていくことで本市の活性化につながりますので、将来の発展を大きく期待し、そして、それに先行投資をするという意味で、ぜひとも本市の発展の核になるという強い確信の下に誘致を進めてきたということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

去年、何度も言っているんですけど、今までこの土地の関係、ワンヘルスは議員さん全部推進なんですよ。土地を無償譲渡でやるかどうかのこうので今言っているんですけど、去年、土地の問題に関しては、執行部から説明も何にもないですよ。執行部からあったのは、4月20日臨時全協、5月10日の2回だけです。土地は無償譲渡と1人で思ってあるだけで、何度も私、それに移住・定住、メリットがありますか、雇用、じゃろ話ばかりで全然数字も出てこないじゃないですか。いつか総務常任委員会で経済効果、70億円そのとき使って、20何億、30何億提示して、またこれは取りやめたという経緯も聞いておりますけど、この前もそうやったでしょうが。5月22日も県の協議内容について、副市長も西山部長も答弁に困って、市長はトップですよ。市長が提案するから、市長が部下の手助けぐらいしたらよかったんじゃないか。私ちょっと見たら、他人事みたいな顔してあるですよ。困ってあったでしょうが、答弁。一口もおたくはしゃべっていないですよ。提案するのは副市長でもない、西山部長でもない、市長、松嶋盛人市長ですよ。市長どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

保健環境研究所の誘致に関しましては、一昨年12月、昨年1月5日の全員協議会の中で議員の先生方にもお伝えし、そして、ぜひ誘致をということで私は御賛同を得たと。そういうことで、宮本副議長さんと一緒に1月17日に県のほうに要望書を持って参りました。その中では、建物、土地は無償譲渡ということで申入れをしておりますので、そこは私はその説明は1月5日のときに御賛同を得たものと考えております。そして、4月の広報紙におきましては、市民の皆様にも無償譲渡ということで、スケジュール、日程等は掲載しているわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

大体無償譲渡は、いつ、誰から出たのかとお聞きしましたけれども、再度お聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

誰からということではなくて、そういう他の地域からも手が挙がっているということで、本市が有利になるためには無償譲渡であると私が判断させていただきました。北九州、そして太宰府は現地建て替えということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何かほかにもあったような話を聞きましたよ。直方とか久留米とか、4つ、5つ、そういうのは実際あったんでしょうか。私はそれは全然聞いていないからですね。水面下、水面下でずっと来て、私が去年も言った。私たちより先に高柳に県と市と説明に行っているじゃないですか、本郷も一緒やけど。分かりますか。2月7日までは黙っとってくれ、2月8日発表になった。9日新聞に載った。うちは議会運営委員会、全協なんかで、その前に2月13、14日は、一般質問でもしていると思いますけど、高柳と本郷のほうに県と市のほうで説明に

行かれているじゃないですか。議会軽視と私言っていたのは覚えていますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃるとおりです。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そのときもすみませんでした、二、三日したらけろっとしてあるじゃないですか。いつもそういう性格なんですよ、おたくは。私が優生思想のときからずっとあなたを見てきているんですよ。顔見たらすぐ分かりますよ。今日も古賀議員が言われたように、上津原議員も言われた、これは公文書ですよ。これに何で、私だったらこの辺に無償譲渡でこれは何で書いていないのか。書いていなかったら口頭で言った証拠を出してください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

口頭で言った証拠というものについてはございません。ですが、やはり県のほうに要望に行ったときには、そこはきちんと申し上げた次第でございますので、そこは御了解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そしたら、これは何ですか。ちょっと読みますよ。最後の辺、つきましては、これまで保健医療福祉分野など、本市の活性化に取り組んでいただきました保健医療経営大学の校地、校舎などを——普通ならここにきは無償譲渡でと書いたらよかったじゃない。——その後、県民の命と健康、生活、環境を守るため、新たに保健研究所としてぜひとも活用していただきますことから祈念いたします。どうか御支援を賜ります、これは何か別に取り消しておるような感じしか受けませんよ。口頭で言った。そしたらテープかなんかに取っとかんですか。信用できませんよ、市長の言葉じゃ。おかしいでしょうが。誰が見ても、みんなに配布して

あるでしょうが。みんなこれは何で譲渡を入れていないか、不思議がっていますよ。何で入れていなかったんですか。普通なら知事に対して公文書は、これはマスコミに見せますよ。何で口頭で一番大事なことを言うんですか。さっき古賀議員が言ったように、全く一緒ですよ。信用できませんよ、それは。メモ書きか何か証拠ないとですか。これで要望書だ、口頭で言った。誰が信用しますか。土地は10億円の無償譲渡ですよ、市民の財産ですよ。そしたら、市長の土地を3反でも4反でも無償で、ただであげますか、何か見返りのなかか、経済効果なかったら、市長の自分の土地も人にただであげますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は1月5日の全員協議会の中で、先生方お一人お一人が御意見を述べられて、その中で御賛同をいただいた。無償譲渡に対しても、ぜひあの保健医療経営大学跡地を使ってくれというような誘致をしてくれというように私は受け取りました。ですので、無償譲渡ということで、副議長と一緒に要望活動を行ったわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私も古賀議員まではちょっと調べていない。太宰府も筑後も、経済効果とかは余り期待しないがいいですよ。筑後はまだ全くないような言い方です。太宰府も筑後もそう言ってあるんですよ。そうすると、市長は1月5日と何回聞くんですか。そうじゃなくて、これに何で載せていなかったのか。載せられなかったんですか、口頭でと言って。そんなら、市長の土地をただであげますか。あげるならあげると言ってくださいよ。これはみやま市の財産ですよ、10億円は。結局、土地をどうするかだけなので、もうワンヘルスにみんな賛成ですよ。そりけんがら、県のほうに、よかったら私はこの県の一般的な契約内容を表記し、県議会の承認が必要となる契約書とはしない。これは誰が決めたんですか。これは市長と副市長はそのために見えてあるんですから、県議会のほうに承認できるように交渉してもらえんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

みやま市の将来、これは大きな起爆剤になると考えておりました、無償譲渡ということで判断し、県にお願いしたわけでございます。

土地の無償譲渡については、審議会の皆様の御賛同が議会で必要でございますので、その分で明文化というのは、まだその段階ではできないというふうに判断をいたしました。ですので、今議会において提案をいたしております。そういう意味で、ぜひともこのワンヘルスセンター、どんどん夢が広がってきています。ぜひとも子供たちの将来、この地域の将来、こういう職場で、こういうところで勉強したい。そして、こういうところで働きたい。理化学教育に関してもすごく希望の持てる施設でございます。目先の利益ではなくて、将来この施設を通じていろんな経済効果をしっかり持っていきたいという思いで決断させていただきました。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私の質問の答えになっていないじゃないですか。市長の土地をただであげますかと。どうですか、それを私質問したんですよ。市民の財産の10億円の土地を、市長自分で決めて無償譲渡しているじゃないですか、市民の財産を。これで経済効果も移住・定住、雇用、全くじゃろう話じゃないですか。市長は自分の土地で5反なら5反で相手に無償譲渡であげます。私、毎月区長会の中に入っているんですけど、うちの区長さんは5人いられる。中島議員、1反だって我が土地を何でただでやるかいと、見返りのなかならと。市長はどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

個人の土地と公共の土地とは私は違うと考えております。やはりこの公共の土地は、みやま市民の土地でもあり、県民の土地でもあるわけです。ですから、県の土地になっても、みやま市民の税金でも運用されているわけですから、私はしっかりこの土地については、公共の福祉、将来のみやま市の発展のために必要と考えて、そのように判断させていただきました。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長の土地はどうしますかと聞いております。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

個人の土地については、私個人のことは答えられません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そしたら、何度も言うけど、市長、去年から答弁、何度言ってもずっと進んでいないですよ。移住・定住、雇用、経済効果と言ったら、民間の調査会社に調査しておるといって、それはどうなったんですか。答弁もらっていますよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その経済効果については、今の段階ではまだ推しはかれない部分があるので、ちょっと今進んでいないというところで御回答させていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長、ようっと誰が意見でも聞く。5月22日に副市長、西山部長、答弁に困って、西山総務部長は何て言われたか覚えていますか。経済効果は県の事業だから出せませんと、分かりませんと。市長と全然違うですよ。じゃろう話ばかりじゃないですか。だから、これにも無償譲渡とうたっていない。そうしたら、経済効果とか見返りがなかったら、10億円とか、市の財政が厳しいのに53,000千円も使いますか、もう夢物語と一緒にですよ。太宰府も筑後も経済効果は県の施設だから期待しないがいいですよと電話でそういう話ですよ。みやま市だけで経済効果は上げられますか。そういう保証があるかないか分からないから、さっきの古賀議員じゃないが、無償譲渡なら、この特約を使って交渉、市長と副市長と県知事とか県議会に交渉してもらえんですか。そのためにみやま市がよくなると議会は全会一致するのが

それが一番ですよ、落としどころは。それでもしないということですか、市長は。そしたら、これは取り下げるか、否決、可決は別にして、難しいですよ、どうなるか分からないけど。その辺を特約をつけて、市長と副市長と県に交渉に行ってもらえないでしょうか。そうしたら全会一致になると思いますよ。まだこれは協議中だと思いますけど、その辺どうですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

西山総務部長。

**○総務部長（西山俊英君）**

議員さんがおっしゃる特約の内容なんですけれども、あの土地の利用が、県が利用しなくなった後をみやま市のほうに無償でまた返してほしいという特約の件でしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）その案件につきましては、県と話をする中で、県条例の中では、もしそういった利用が供せなくなったとした場合、県内部でほかに利用する部分があるかということの協議を行い、それでも県でも使い道がないといったときには、まず最初にその土地があるみやま市のほうに照会をすると。土地を何か利用されるかどうかという照会をすることによってございます。それで、その条例の中には、無償とか実際の価格よりも安くとか、そういうふうな規定も盛り込まれておりますけれども、みやま市が数十年先か、それはあるかどうか分からない話ではありますけれども、そういった状況になったときに、みやま市として公共的にこういうふうな使い方でやりたいという意向を示した際には、おっしゃる無償とか、価格が地場よりも低い価格でとか、そういった条例に即しての協議はできるというふうなことで、今の範疇の中でやれるというふうなことでの確認は取れておるところでございますので、どうぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

そしたら、県のほうも無償譲渡じゃないならできないということでもないということではないですか。熊本県のある高校は、廃校になったところは、熊本県が行政のほうに譲渡しているんですよ。そして、高校の校舎を利用して、今日さっき聞いたら約10億円。（109ページで訂正）グラウンドも整備して、市民のイベントとか、それは立派にできて、議長は見てあると思います。そういう良識的な県もあるんですよ。だから、うちの土地が欲しくてしてあるんじゃないんでしょう。だから、市長は無償譲渡で一步も譲らないような言い方している

が、部長とちょっと感覚が違う、市長がさっき言うた、無償譲渡じゃなからんとできんと一歩も譲らん。だけど、部長と話がちょっと合わないですよ。県に交渉する観点で。いや、市長は全く。

そしたら、去年の私の質問とまた違うじゃないですか。おたくは交渉しないと言ってあるですよ、答弁書は。土地を将来移転する場合は、みやま市のほうに無償譲渡、返却してくださいという質問をしたんですよ。一切交渉しないと言ってあるじゃないですか。答弁書、ちゃんと議会だよりに書いております。市長が答弁してあるんですよ。ちょっと何か私が言ったら、特約のほうにこうこうしてあるからですね、市長は考えを変えたんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

土地の都合、使わなくなった場合についての返還とかいう分については、そのところまではまだ考えは至っていないわけです。なぜかという、条例で後から分かった部分でございますし、実はその辺は、まずは本市に誘致するというのが大前提でございましたので、無償譲渡という形で提案をさせていただいているわけでございますので。ぜひともそこは御理解いただいて、その後、50年先になるか、100年先になるか分かりませんが、今、部長が申し上げたような部分での条例等は県のほうにございますので、そこは先ほど申し上げた協定というか、覚書というか、条例に従って進めていくということになると思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

今度、21日までに、協定書、契約書か、そういう内容まで議決するまではっきりするんですか。無償譲渡、私たちが一番迷っているんですよ。21日に判断せにゃいかんじゃないですか。みんなほかの議員さんも多分困っていると思いますよ。それは私たち今から市民にも説明せなやかんわけなんですよ。市長は提案者ですよ。10億円の土地を無償であげるから、何も今のところ移住も定住も雇用も経済効果も出しきらんじゃないですか。だから特約をつけて、将来する場合、結局、太宰府も筑後も50年近くなったら、こっちに移転しているじゃないですか。将来そういう可能性があるから、将来移転の場合は、みやま市に譲渡してくださいという協定なり特例を使って契約できんやろうか。結局、21日の議決前にですよ。市長の



言葉だったら、議決した後にはもう駄目ですよ、そういうの。議決前にそういう特約を入れてもらったら、私は賛成します。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

先ほど私申し上げたことと重複いたしますけれども、もう一回説明させてください。

中島議員がおっしゃるワンヘルスセンターが仮に廃止した場合のその土地の扱い方について、無償でみやま市のほうにという特約をとということの案件で、今現在、福岡県には土地取引の手引というものがございまして、それでワンヘルスセンターの土地、行政財産の用途を廃止するというふうになった場合、県内の不要となった普通財産としての移転を確認して、県内ほかの部署で有効活用ができないかと、そういう検討を行い、県において保有するかどうか、そういった検討をした中で、ちょっと県としての使い道はないということになれば、地元市町村、みやま市のほうに有効活用を紹介できますかというふうな照会をします。その際、みやま市が有効活用したいというふうな形で手を挙げた際は、福岡県県有財産の取得管理及び処分に関する条例というものがございまして、その中には、無償または時価より低い額などで譲渡をするというふうな文面も一方ではありますが、それが今から何年先になるか分からない話を今の段階で無償だというふうなところでの協議の、そういうことを決めること自体が今の段階ではちょっと責任が双方持てないというところがございます。ですので、そういうことが起こったら、県の中には条例がありますので、きちんとそこは協議をしますというところの確認だけは取れておるところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私もこれを持っています。私が言ったとき、副市長が何かちょっと取り方が違うんじゃないですかと言われて、私も黙ったんですけど、ここに書いてあるのを市長と教育長で協定書があるので、交渉してくださいとお願いしているだけなんです。これは4番目に書いてあるから分かっているんですよ。分かっているけど、やったらもう何にもないじゃないですか。だから、やるなら何かメリット、去年から何回言っても、移住・定住、雇用、何もな

いじゃない、見返りも。何があるんですか、市長、10億円やって。漠然として市民に説明できないですよ。私有の土地は答えられませんと。そんなら、市民の財産を1人で勝手に無償譲渡して、何かメリットがなかなら、私たち市民に対して、何もなかげなばんもて、それしか言えませんよ。それでいいですね、市長が独断で決めとって。市長が提案したので、私たちも趣旨賛同しているんですよ。市長が決めたんでしょ、無償譲渡に。誰からか知恵ももらったわけでもないでしようもん。そしたら、市民にもそう私が決めて、こうして言ってもらわなでけんですよ、はっきり。私たち市民の代表の議員が頼んでいるんですよ。この特約が分かっている。だけど、この特約を協定かこれに載せてもらえないですかと。これが生きてくるんですよ。そうすると、土地は将来残るじゃないですか。市長はその交渉もできないとですか。市長は提案者だから千載一遇のチャンス、これは千載一遇のチャンスじゃないでしようもん。議員は困っていますよ、ふらふらして。それをもう一回最後に答えてください。どうするのか。協定書は議決した後と部長は言っているが、私はその前に、21日が総務常任委員会で16日、それまでにどうかしてもらえんでしようか。交渉を市長と副市長に。そのために副市長は見えていると思いますよ。最後に答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げたと思いますが、まず誘致をすることが先決でございます。50年、100年後のことに関しましては、先ほど西山総務部長が申し上げましたように、県のそういう条例に応じて、しっかり本市のほうに話をいただくということはお伝えしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長は何か、やっぱりトップリーダーじゃないです。ボトムアップを期待している市長かなと思います。分かりますか、市長。市長の言葉が全然伝わってこないですもん。市民に対してもう一回言ってくれんと。10億円を無償譲渡ですよ、53,000千円も、厳しい予算の中から使っているでしよう。何にもないんですよ。私は何で議員判断するんですか。21日も判断

材料がないじゃないですか。ずっとその繰り返しですよ。最後に市民に向かって、もう一回答弁してください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

このワンヘルスセンターは日本初、世界初の施設でございます。（「そげんじゃないですって」と呼ぶ者あり）ですから、この施設を誘致するためには、ぜひとも無償譲渡ということで、ぜひとも市民の皆様、そして、議員の皆様方のお力添えを賜って、しっかりこの本市の発展のためにつなげてまいりたいと思います。どうぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

経済効果については、そういう施設が来ましたなら、また県と協議をしながら、しっかり本市の発展のために努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をします。午後2時45分に再開します。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、会議を再開してまいります。

一般質問を行います。続きまして、3番村上義徳君、一般質問を行ってください。

○3番（村上義徳君）（登壇）

改めまして、こんにちは。議席番号3番村上義徳です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

主題、公共の安全への取組について。

市内公共の場は至るところに存在します。道路、公園、駅、学校、図書館、その他水路や河川、市民が行き交う様々な場所がこれに当たります。これらのインフラ整備を行うに当たっては、都度、地域住民との話し合いなどを通じ、安全性、利便性を考慮し、情報の共有をしながら進められているものと理解しております。

しかしながら、十分な計画をもってしても、経年からくる劣化や時代の変遷からくる生活

様式の変化、対応を余儀なくされます。安全と理解されている環境でも、経年によってその安全が脅かされることも少なくありません。

公共の安全への取組については、そこに市民の生活がある限り、十分な配慮がなされ、対応が必要とされます。多くの公共の場がある中、一度でその質問を網羅することはできないため、まず、今回は通学路と通学路周辺並びに公共住宅について取り上げます。

事項1、通学路及び通学路周辺の安全確保について。

市内の約2,400人の児童生徒が日々、徒歩、自転車、また、スクールバス利用など、それぞれの方法で学校の登下校をしています。通学路は児童生徒が安全に登下校できるよう、長年にわたって様々な対策が施されてきています。

しかしながら、時代とともに交通量の増加、あるいは設備の老朽化が起き、道路の環境も大きく変わりました。この道路環境の変化こそが通学路を通る児童生徒の安全確保について一番の大敵であり、常に取組まなければならない重要課題でもあります。

警視庁の集計によると、昨年までの5年間、小学生以下の子供が死傷した交通事故は、6月にかけて増加する傾向にあることが分かっています。平日発生した交通事故は、下校時間がほかの時間より突出して多く、令和4年までの5年間の事故状況は、小学生以下の子供の死者、重傷者数は4,765人で、このうち歩行中が2,834人、実に60%を占めます。月別には、4月、5月、6月と増加、新入生を含め、学校生活に慣れてくるに従い交通事故が増える傾向にあります。時間帯は平日の午後4時から5時台、2時から3時台が圧倒的に多くなっています。

2年前に千葉県八街市で起きた、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童が死傷した事故もまだ記憶に新しいところです。また、市民の生活道路が通学路となっている場合がほとんどであるため、通学路と併せて通学路周辺の安全確保にも注力をしていく必要があります。

現在、市の通学路に対する取組は、みやま市通学路安全推進会議が設置され、通学路の安全確保についての取組が行われていますが、いま一度、通学路並びにその周辺を含めた安全対策の構築を図るべきと考えますが、市としての見解を示してください。

事項2、市営住宅の安全確保について。

市営住宅については、それぞれの建設時期にもよりますが、居住される方の高齢化や障がい者利用も含め、点検の在り方や改修の検討が必要となります。市内には複数の市営住宅が

ありますが、今回は市営住宅のうち、さくら団地についての状況を、団地居住の高齢住民の方、また、障がい者の方それぞれに利便性などを直接伺うことができました。

高齢になる前に入居された方で居住年数の長い方など、当初気にならなかった階段や段差が徐々に気になり出すなど、居住環境のみならず、居住者本人の状況が変わることも多く、これを合わせたものを居住の環境要素として捉えることも必要となってきました。

居住の方の利便性の実態を参考にしながら、市営住宅を利用する皆さんが安心して暮らしていくための安全性、利便性を兼ね備えた点検の在り方と改修の必要性について、市の見解を伺います。

**○議長（牛嶋利三君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）（登壇）**

皆様、改めましてこんにちは。村上議員の公共の安全への取組についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の通学路及び通学路周辺の安全確保についてでございますが、こちらは私のほうから御回答をさせていただきます。

教育委員会といたしましては、児童や生徒が安心して通学できるよう、通学路の安全確保は大変重要であると考えております。

そこで、本市では通学路の安全確保対策を講じていくため、教育委員会と小・中学校だけではなく、国、県、市の道路管理者、警察等との情報共有や連携を目的として、通学路安全推進会議を設置し、取組を進めておるところです。

推進会議では、毎年、学校から通学路の危険箇所を提出していただき、その中から推進会議の構成員による合同点検が必要な箇所を協議した上で、夏休み期間を中心に合同点検を実施しております。合同点検の結果を受け、路肩のカラー塗装化やガードレール設置などのハード事業、通学路の見直しや交通規制といったソフト事業など具体的対策を検討し、実施しています。

また、学校の先生方は家庭訪問などの機会を捉え点検を行っているほか、見守り隊の方が危険箇所を把握された場合、随時学校に御報告をいただいております。

さらに、行政区長など地域の方が道路事情に関して市に要望された場合に、そこに通学路があれば教育委員会にも情報共有がなされ、連携して対策を検討しております。

このように、年間を通じて点検を行い、順次対応しているところでございますが、今後も引き続き関係機関が連携し、子供たちの登下校の安全確保に努めてまいります。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、2点目の市営住宅の安全確保についてでございますが、こちらは私のほうから御回答をさせていただきます。

入居者の皆様が快適に生活されるには、施設の安全性の確保に努めることがとても重要でございます。

まず、施設の点検では、管理人等を通じて施設の不具合などの改善要望をいただいた際は、順次その対応をいたしております。さらに職員による定期点検も実施しているところです。

また、市営住宅の老朽化対策では、躯体の改修などのため、おおむね築20年を超える4つの団地につきまして、令和6年度に長寿命化計画の策定を予定しております。

一方、契約者の65歳以上の割合は、令和4年度末では308件の契約中153件であり、49.7%となり、全体的に入居者の高齢化が進行している傾向にあります。また、障がい者用住居の戸数は、さくら団地に2戸、下小川団地に2戸の計4戸あり、全て入居されている状況です。こうしたことから、高齢者や障がい者の視点による施設の改善も急務となってまいりました。

今後は住戸の内部や外構などの施設につきましても、老朽化のため不具合が発生することが予想されます。職員による点検を含め、管理人等と一体となり、入居者の高齢化等の課題も踏まえ、多角的な視点から入居者のニーズを把握し、修理や改修を適宜行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

着席で失礼します。

まず、通学路の件ですね。事項1のほうから行きます。

今答弁いただきましたけれども、通学路安全点検のみやま市内の現状ですね。4つの要素について質問をします。

まず、この点検の時期、それから、期間、方法、その対処、これについて分かりやすく説

明いただけたらと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

村上議員の御質問にお答え申し上げます。

通学路安全点検の現状というところでございますけれども、まず、毎年5月中旬頃までに、ちょうど今頃ですけれども、各学校から危険箇所の点検の御報告をいただきます。それをもちまして、7月の上旬頃に毎年なりますけれども、通学路安全推進会議、これを開催してまいります。この会議には学校教育委員会をはじめ、国、県、市の道路管理者、それから、警察、こうしたメンバーで行っておるものがございますけれども、この会議の中で合同点検の必要箇所等を協議いたしまして、夏休み期間中に会議メンバーによる合同点検を行っておるところでございます。

そして、この点検に基づきまして必要な対策を協議し、例えば、市道でしたら建設課といった道路管理者ですね、こちらのほうと協議しながら対応を図っているということになってございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

次に、いろんなそういった道路の状況、情報収集について、各地区の行政区の区長さんとか、いろんな情報が上がってくると思いますけれども、そういった行政区との情報共有の方法というのはどういう形で捉えているのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

お答え申し上げます。

地域のほうとの情報共有ということでございます。各小・中学校から危険箇所を推進会議に御提出いただきます際に、行政区やP T Aといった地域の方からの御意見、御要望等ございましたら、それを踏まえて御提出をいただいておりますという状況でございます。

また、教育長の答弁とも重なりますけれども、推進会議以外に、例えば、建設課等に御要望が行政区長さんのほうからあった場合には、そこが通学路ということでしたら、教育委員会のほうにも情報を共有いただいて、そして、連携して対策を検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

主題の中で申し上げました、みやま市の通学路安全推進会議のことについて伺います。

この会議は教育課長と委員長、それから、建設課長、学校教育課学校教育係等々、市の職員のほうで構成されております。それに委員として国土交通省、警察署、県土整備事務所、さらに各小・中学校の代表者ということになっておりまして、この中身は私も見させていただきましたけれども、この中に取組方の方針が書いてあります。

その中で1つ伺いたいことがありまして、小・中学校で点検をして課題があったときは、それを、課題をこの推進会議のほうに上げるという答弁がございましたけれども、この中に、危険箇所が見つからない小・中学校については合同点検は実施しないと、そういう一文があります。これについてなんですけれども、小・中学校で点検をして何も見つからなかったら合同点検は行わないというところは、これはどういう意味なんですかね。やらなくていいということなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

お答え申し上げます。

村上議員御指摘の交通安全プログラムというものがございます。こちらのほうでは各学校から危険箇所を提出していただきまして、その分について点検するといった進め方を書いておるような内容になってございます。

この関係者が合同で点検し情報共有しますことで、対策をより円滑に進めていけると、こういったことだと考えておりますけれども、村上議員おっしゃいますプログラムに記載の、学校から上がってきていないところについては点検しないという記載が確かにしております。



ただ、これはあくまで提出のないものにつきましては、その年の推進会議での合同点検につきましては実施しないという、推進会議の進め方に関する記載でございまして、報告のない箇所について日常的な点検等を行わないと、そういった意味ではございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

この小・中学校の個別の点検というのは、例えば、7月から8月の合同点検に非常に近い、2か月から3か月の直近の点検であるとか、そういった場合は問題はないだろうと思いますけれども、例えば、それが直近の二、三か月ではなくて、危険箇所が分かったのがもっと半年、あるいはそれ以前とか、そういったときの報告の場合は、そこからの合同点検までの日にちがかなりあるわけですね。そういったときに見落としだとか、あるいは新しい危険性が生まれているとか、そういったことがないとも限らないわけですよ。そういったことを考えると、どれぐらいの期間を置いて合同点検があるかというところのスケジュールまで見て合同点検をして、きちんと回るべきかどうかを判断していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

おっしゃいますように、最初に危険箇所が見つかったから合同点検までの間に期間があるという場合があると思います。当然その間には、その危険の度合い等も変わってくることは大いに考えられますので、その辺りにつきましては踏まえた上で合同点検を実施していくと、こういったことになると思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

確かに小・中学校のほうで点検をしっかりしていただいているとは思いますが、やっぱり道というのはこれだけ距離数が市内にあると、全てを網羅するのはなかなか難しい

わけですね。先ほど申し上げたような行政区の方の協力であるとか、学校は当然ですけども、いろんな方の目を借りながら、なるべく合同点検があるならば、直近のところで行っていただくようにスケジュールを組んでいただくとか、そういったこともしっかりと考えていただきたいと思いますので、そういった方向の考え方も入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

合同点検は先生方も一緒に参加していただくということで、先生方が動きやすい夏休み期間中ということで、7月、8月を中心に行っております。まず、そこがありますけれども、おっしゃるように、危険なところが発見されてから合同点検までに期間がある場合ですとか、あるいは先生方が日頃から危険箇所等について点検をされている部分もございますので、そういったところも十分踏まえて合同点検に生かしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

あと、緊急性が高い危険箇所という文言がございますけれども、この緊急性が高い箇所というのは具体的にどういうところを、何か定義づけるものはあるのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

お答えいたします。

先ほどのプログラムの中に緊急性が高い場所という表現の記載がございます。例えば、災害の後ですとか、以前の状態とは変わったような状況、路面が陥没してありましてりですとか、そうしたところを想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3 番村上義徳君。

○3 番（村上義徳君）

ここから少し具体的な現実のことを交ぜてお話ししますが、通学路に当たる道路の工事や、側溝や配管で掘削とか道路の表面を削ったりとかあると思うんですけども、たまたま私がよく通る市役所の南のほうから出てローソンの近くですね、よく事故が起こるところですけども、あそこの近辺の交差点、今、行政区のほうからも要望が出ていると思うんですけども、近隣の住宅の建築に伴って側溝の工事が行われて、交差点近くの30キロゾーンのペイントが剥がれ、そのまま、アスファルトは戻してあるんですけども、交通標識は消えたままということになっております。

なぜそれを取り上げるかといいますと、恐らく側溝の工事等はその土木業者の方がされている。道路は建設課のほうで管理をされますので、恐らくペイントというですか、標示ですね、そこも建設課のほうで所管されているんだろうと思いますけども、それがそれぞれの作業と仕事で分業されて、今はそういう状況ですけども、こういった標識のある交差点、特に子供たちの通学路になっているところについては、それを改善するにはなるべく速やかに行うべきですけども、もし公共工事で、住宅とか私的な工事の場合は別ですけども、市が把握している公共工事で路面の標示がなくなっていたとか、ペイントが見えなくなったとか、そういうことがあれば、これこそ市内の横の連携といいますか、そういうところがしっかりと取っていただいて、土木工事が終わって路面を戻すときに、元どおりちゃんと標示も戻すと。今はなかなかそこまで作業ができていないのかもしれませんが、そういうことをしていけば、標示が消えたわ、数か月そのまま、先ほど申した場所は非常に危険な場所なんです。子供たちも登下校でたくさん通ります。あそこを通るたびに危ないなと思うんですけども、やっぱり車をなるべくそういう標識をはっきりさせて徐行させる、ここは子供たちの通学路だという標示をしっかりとしていけないといけないと思います。

ここは物理的に何かで守るということよりも、ドライバーに気づかせる、事故を未然に防ぐというところで、しっかりとそういった市内での仕事の連携というところで子供たちを守っていただきたいと思っておりますけども、その考えについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

村上議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど御質問いただいた内容につきましては、建設課、あるいは上下水道課の工事が主に該当するものだというふうに認識をしております。基本的には、先ほどおっしゃいましたように現状復旧まで行うように設計をやって、そして、発注を行っているところでございます。ただし、カラー舗装とか、そういうふうな特殊性があつて、あるいはまた規模の大きさ等にもよりまして、交通安全施設設置工事などで別発注する場合もあるということでございます。

議員御指摘の一部標示が消えている箇所につきましては、ちょっと時間を要しているというのは建設課としても反省をしているところでございます。来週半ばの日に入札を行つて、そして、業者決定後には再度教育委員会、それから、地元のほうと早急に現地立会いを行つて、早期に対策を行いたいというふうに考えているところでございます。

なおかつ、関係部署とも十分連携を図りまして、現在はちょっとしたテープであるとかペイント等、応急的にできるのもございますので、そういうふうな対策で十分子供たちの安全対策に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

今、建設課長がおっしゃっていただいたとおり、応急にでもできることがあれば、今までもやっていたほしかったなど、今聞いて思ったところです。

この通学路安全推進会議には、教育課長と建設課長は入っておられるわけですから、その連携をしっかりとさせていただいて、これから先もいろんな工事等、交差点に限らず、いろんなところであるかと思しますので、そういった情報収集をしっかりとさせていただいて、子供たちの安全のために対応していただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

それから、通学路そのものではないんですが、通学路周辺——周辺という定義がちょっと難しいところではあるんですけども、私の中では周辺というのは立って周りを見渡せる、遠くではなくて、ちょっと近くを見渡せる、その辺を周辺というふうに捉えた中で申し上げます。

市道の瀬高駅・八幡1号線、瀬高小学校の辺りを走っている道路ですけど、そこからバイ

パスのほうへ抜ける道があります。行政区でいうと、栄町から談議所近辺、八幡町を通っている道ですね。その途中の八幡町のところなんですけれども、先ほど来申し上げている通学路が全部そこはなっております、途中、都市下水路が走っております。幅2メートル、深さ2メートル、かなり大きい水路です。出水期になりますと半分ぐらい水が流れていて、大人でも簡単に流されてしまうような大きな水路です。

上から見ると、かなり身長分を足すと相当深く見えますし、以前は通学路で子供たちもいろいろ路地へ入ったりとか、最近は少子化の影響もあって、たくさん親子が遊んでいるという姿はそう多くはないんですが、ただ、通学路のそばといいますか、民家があるので、そこに入っていくとでかい水路がある。その脇も固めてあるわけではなくて、土ですね。いわゆる土、ぼろぼろ崩れていくような。

民家の裏ということもあって、外からちょっと見えにくいところではありますけれども、やはり通常の通学のときも子供たちもそばは通りますし、直近では、隣接しているわけではないですから、道路の下を通過して水路が出てきているというようなところですので、その場所が夏休みになると、また近辺で子供たちが遊んだりもすると、これは通学時間ではありませんけれども、公共の水路が通っているところにそういった非常に大きな危険が潜んでいるというところがあります。

この都市下水路について、やはりそういった非常に深い、幅もある水路について、柵が、旧町の時代に造られた水路なので、柵はあったんですけれども、相当年数がたっていて、経年劣化で塗装も剥がれて、さびが茶色になって、押したら、支柱はまだ大丈夫なんですけれども、網の部分は崩れるんじゃないかと。大人だったら、ぶつかることはあんまりないんでしょうけれども、もしぶつかったらそのまま落ちてしまうと、非常に危険性を感じます。

そういったところについて、市として、市の都市下水路なので、安全性を保つために、そういった腐食した危険な場所を改修していただきたいと思うんですけれども、その辺の対応についてはいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）

村上議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

通常、都市下水路につきましては、上下水道課のほうで管理をしております。危険箇所と

おっしゃるところは、道路管理者とかと協議いたしまして、危険な場所については転落防止柵等は設置しております。

ただ、今、道側みたいにおっしゃっていましたが、通常、道側は個人さんでしていただくというのが原則でございますが、何らかの原因で市のほうでやっておって、それが腐食してあるということであれば、私どもも遡って、その場所をようっとお聞きして、また現地確認して調べて、もしその当時に市のほうで工事する際に、何かそういった条件でしてある分につきましては、当然また市のほうで直さなければいけないと思いますので、現地を調べて、また村上議員さんのほうにお答えしてよろしゅうございますか。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

今おっしゃっていただいた件ですけれども、要は、旧町時代にできた水路なんですね。だから、柵もできてから恐らく30年以上たっているかなと思います。そこも今、課長がおっしゃっていただいたように調査していただいて、どのような経緯でできたかというところで、水路と一緒に柵も含めて安全性の担保というところは非常に、これは通学路を通る生徒だけじゃなくて、一般の市民の方の安全を守るということでも必要なことかと思っておりますので、ぜひしっかりと調査していただいて、対応をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）

先ほども申したとおり、場所のほうをようっ確認いたしまして、従前の工事の台帳とか照査とか調べて議員さんのほうにお答えしたいと思います。よろしゅうございますか。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

市営住宅の安全確保について。今回は先ほども申し上げたとおり、さくら団地について伺いをします。

さくら団地に行く所用がございまして、何度か行ったことがあるんですけども、そのときに非常に感じたこともありまして、今回たまたま居住されている高齢者の方と車椅子に

乗っている障がい者の方にお話を聞くことができまして、私も実際に、北と南にあるんですけれども、南棟のほうの東側にスロープがあります。そのスロープとか、あるいは段差について自分で歩いてみて感じたんですけれども、どこの市営住宅も比較的高齢化が進んでいるという先ほど市長答弁がございましたけれども、こういった高齢化、あるいは障がい者の方の利用が増加しているという中で、敷地内のコンクリート部分のひずみ、あるいは段差、これがちょっと目につくようになってきております。

(写真を示す) 例えば、こういった点字ブロックとか、これが写真で見ても分かるようにかなりずれてきております。あと、アスファルトのところはひびが、これは写真だから小さいですけど、相当大きなひびです。そういうとがあったり、スロープは途中2回ターンして上っていくようになっているんですけれども、実際、私はつえで歩きますけれども、上ってみたところ、傾斜がちょっときついんじゃないかなと。あそこを高齢者の方が自力で進む、車椅子の場合、本当に上り切れるのかなと。車椅子の方はふだんリハビリとかで、デイサービスとかデイケアの送迎を使っている方が多いようで、そういった方は押しもらえるんで、エレベーターまで問題なく行けるということなんですけれども。

まず、傾斜について、南棟の東側スロープですね。基準でいきますと、この傾斜勾配というのは最低限12分の1勾配で、標準というのは15分の1勾配、推奨されるのが20分の1勾配というふうになっているはずなんですけれども、このさくら団地については、今どういった勾配で設定されているんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田都市計画課長。

○都市計画課長（甲斐田裕士君）

私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

さくら団地のスロープの勾配については、当時の建築基準法で言う12分の1、俗に言う1メートル上がるために12メートル必要だというところでの勾配となっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

12分の1というのは、この基準で言うと最小限の勾配です。それは満たしているというと

ころなんですけれども、実際、高齢者とか障がい者が上がるのはかなりきついです。かといって、敷地の広さを見ると、そのスロープの全体の長さを真つすぐできるかということ、私、素人ですけど、見た感じ、真つすぐ一本には難しいと思います。それで2回ターンするような形になっていると思いますけれども、これもすぐに改修できるものではありませんし、先ほど改修の計画もおっしゃっていただきましたけれども、そういった大改修といいますかね、改修の計画がつけられるときに、またそれを今のような2回ターンする傾斜にするのか、あるいは1回で済むようにして、少しスロープを延ばすのか、いずれかの方法を考えて、上り下りがしやすいような改修に持って行っていただきたいと思うんですけれども、その辺はすぐには無理でしょうから、当面、一番大事なものはスロープに上がるまでの地面の、先ほど申し上げたゆがみとか、地盤沈下なのかどうか私は分かりません。すぐそばに水路がありまして、水路からスロープ、建物にかけて地盤が沈下しているようになっているんですよ。非常にアスファルトがへこんでいるといいますか。そういうところは車椅子では通れませんし、そういったところもきちんと点検等をしていただいて改修につなげていただきたいと思います。

現在、建物、あるいは外構部分の定期的な点検とかいうのはどのようにされているのでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

甲斐田都市計画課長。

**○都市計画課長（甲斐田裕士君）**

点検と申しましても、例えば、修繕等が年間100件以上ございますので、まず、職員が現地調査に行って、業者を使うなら業者と、少なくとも2回、1件のものに対して行きますので、トータル250件以上出動をしているはずなんですね。その際に、職員自体、そこだけじゃなく、ほかのところにも目をつけたような出動の仕方というのをしているつもりでございます。

その言われているような形で、ほかにもあった際にはどのような修理がいいのか、一度戻って検討はしているかと思っているんですけれども、例えば、先ほど言われたような段差というか、構造物とアスファルトの段差というのは、どうしても盛土部分が下がりやすい、構造物でしっかりしている分についてはそのまま残るということで、そういう境界部分でそここの段差ができやすい状況ではございます。段差といいますと、地震なんかで一気にど



んとずれば分かるんですけども、少しずつ少しずつなので、気づけば段差ができていたというような状況でございますので、極力、これはつまずくよねというところがあれば、今後率先して補修をかけていきたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

今おっしゃっていただいたように、そういった点検も必要なんですけれども、やっぱり一番大事なのは、住んでいる方の状況をなるべく早く把握すること、特に先ほども申し上げましたけれども、行政区長さんとか、そういったところから情報を吸い上げて、大改修はすぐはできないというのは分かっていますので、部分的にでも対応ができるというところは、常時気をつけていただいて進めていただきたいと思います。

危険箇所があることが原因での外出機会減少にならないように、環境づくりで利便性を損なわないことが大事です。安全性が損なわれることは居住高齢者の不安にもなり、外出機会の減少となり得ることから、速やかな対応をしていただきたいと思いますので、ぜひとも今後よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田都市計画課長。

○都市計画課長（甲斐田裕士君）

議員おっしゃったとおり、今後も含めてなんですけれども、職員による巡視、巡回、併せて管理人さん等を置いている団地等ございますので、管理人さんからの報告や住民からの要望等含めて、今後、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。（「以上で質問を終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

先ほど私が質問した中で、熊本県の高校の廃止のリフォームが10億円とこっちの無償譲渡の10億円と言ったのを7億円に変更してもらえないでしょうか。ちょっと私が間違っておりました。

**○議長（牛嶋利三君）**

分かりました。訂正ということですね。（「はい、訂正で」と呼ぶ者あり）発言訂正ですね。分かりました。

ここでお諮りしますが、村上議員の一般質問が今終わったということですが、最後は奥菌委員長さんがしっかり大トリを取っていただくというような予定になっております。休憩を入れても予定の5時までには十分散会できるんですが、それで皆さん方が小休止でも、あるいは喫煙の一杯でもやりたいというようなお声があれば、10分休憩してもよろしいと思っておりますが、いかがですか。（発言する者あり）休憩を入れるということでしょう。

（発言する者あり）

そしたら、40分まで休憩します。40分に再開します。

**午後3時29分 休憩**

**午後3時40分 再開**

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を行ってまいります。

続きまして、いよいよ今日の一般質問通告者最後の奥菌議員の質問でございます。

続きまして、4番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

**○4番（奥菌由美子君）（登壇）**

皆様、改めましてこんにちは。先ほど休憩前に議長から大トリと紹介していただきました、議席番号4番、公明党、奥菌由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、さくらねこ事業などワンヘルスの今後はどの主題で質問させていただきます。

令和5年度の重点施策となっているワンヘルスの推進ですが、関連事業の中でも、特に公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業は、多くの市民の方から、助かった、よかったとのお声を聞きました。

そこで、ワンヘルスのまちづくりを推進するために、今後の取組について2点お尋ねいたします。

具体的事項1、さくらねこ無料不妊手術事業についてお尋ねいたします。

旧清掃センターで、2022年4月14日から2023年3月11日まで、どうぶつ基金病院みやまが開設されました。この期間の飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行った件数と、うち、み

やま市分の件数、閉院後の事業の現状をお尋ねします。

また、令和5年度予算でさくらねこ事業活動補助金が300千円に増額されましたが、どうぶつ基金病院みやまが閉院したことで、協力病院への猫の運搬など、ボランティア団体の負担が大きくなっています。今後の市の対応についてお尋ねします。

具体的事項2、飼い主のいない猫の対策についてお尋ねいたします。

5月14日に、みやま市総合市民センターで行われたワンヘルスフォーラムで、ボランティア団体による犬、猫の譲渡会がありました。不妊手術でこれ以上不幸な猫を増やさないことも重要ですが、譲渡会などで新たな飼い主を見つけることも必要ではないかと考えます。ワンヘルス実践の基本方針である人と動物の共生社会づくりにも合致します。現在利用されていない旧清掃センター事務所の有効活用も含め、今後について市の考えをお尋ねします。

以上2点について御答弁をお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

では、奥菌議員のさくらねこ事業などワンヘルスの今後はとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のさくらねこ無料不妊手術事業についてでございますが、令和4年度に公益財団法人どうぶつ基金主催のTNR地域集中プロジェクトによる無料不妊手術がどうぶつ基金病院みやまで行われ、県内外約30団体より持ち込まれた猫の手術が行われました。件数につきましては、全体で3,916件、うち、本市分は395件でございます。

現在は、昨年度をもって終了しましたTNR地域集中プロジェクト事業の代わりに、どうぶつ基金の協力の下、連携されている協力病院において無料不妊手術を継続して実施されておりますが、本市ではどうぶつ基金病院みやまの閉院により、市外の協力病院へ猫を運ばなければなりません。

そこで、本年度より、猫の運搬に係る経費及び一時的に保護する施設の経費などの負担を軽減するため、協働ボランティア団体への補助金を増額いたしました。現在も引き続き、協働ボランティア団体の負担軽減に向け、団体と密に連携し協議を行い、併せて近隣自治体とも情報交換を行っているところです。

次に、2点目の飼い主のいない猫の対策についてでございますが、不幸な猫を増やさない

取組として、さくらねこ事業のほかに、犬猫の譲渡会なども有効なものと認識しております。

市内外のボランティア団体からは、旧清掃センター事務所を犬猫の譲渡会やイベントの会場に使用できないかとの相談を受けており、現在、どうぶつ基金病院みやま閉院後の施設の有効活用について検討を行っているところでございます。

福岡県ワンヘルス推進行動計画においても、取組施策として、さくらねこ事業などの地域猫活動や犬猫の譲渡の促進が掲げられております。本市におきましても引き続き、ワンヘルスの理念に基づき、さくらねこ事業等を推進してまいります。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

では、具体的事項ごとに改めて再度質問させていただきます。

どうぶつ基金病院みやまが閉院してから約2か月ちょっとが過ぎましたが、この間のみやま市での手術件数が何件だったのかをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

市長が答弁でおっしゃったとおり、どうぶつ基金病院みやまの閉院後は、財団法人どうぶつ基金の協力の下、連携されている協力病院で無料手術を継続してやっているところでございます。

閉院後につきましては、開院している昨年度と比べて3分の1程度になっておりまして、4月、5月で20件の無料手術が行われている状況でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

ただいま宮崎課長からの御答弁がありましたが、昨年1年間で395件手術がありましたが、今年度、今のペースでいきますと、昨年3分の1、下手したら3分の1以下になる可能性もある件数ということで、さくらねこ無料不妊手術事業はもともとどうぶつ基金が行政枠の手術チケットを調整いたしますので、市では直接関与できない部分ではありますけど、猫は、

御存じだとは思いますが、半年もすれば子猫を産んで、多ければ年3回出産することもあるということで、どんどん増えていってしまいます。市として早急な対策が必要だと考えております。

先ほど答弁の中で、協働ボランティア団体の負担軽減に向け、団体と密に連携し協議を行い、併せて近隣自治体とも情報交換を行っているところであるという答弁はいただいておりますが、ボランティア団体へのさらなる支援強化も含めて、市として今後についてどうお考えなのか、改めてお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

宮崎環境衛生課長。

**○環境衛生課長（宮崎眞一君）**

さくらねこ事業の推進には、市内の協働ボランティア団体の御協力が不可欠だと思っております。ボランティア団体と連携協議を進めて、できるだけ多くの猫を救う取組について、今、検討協議を早急に進めているところではございます。結論はまだ出ていませんけれども、早急に検討を進めているところでございます。

また、本市は近隣自治体にはない協働ボランティアへの補助金交付などを行っておりますけれども、さらなる支援、財政なり、あるいはソフト面である、そういった部分に含めて、さらなる支援をやってまいりたいということで今検討を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番奥藺由美子君。

**○4番（奥藺由美子君）**

先ほど近隣自治体にはない助成があるということで、確かに近隣のボランティアの方からも、自分のところには全然市から補助なんてないよというお声を私も聞いたことがありますので、そういう意味では、みやまは現時点で助成があるということで、他市に比べたら大分恵まれている状況かもしれませんが、先ほども御答弁いただきましたように、なるべく多くの猫を救うため、検討を今進めているということでございます。財政、ソフト面併せて早急に検討を進めていただきたいと思います。検討を進めている間にどんどん猫は増えていきますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、具体的事項2とも少し関連いたしますが、飼い主のいない猫に対する餌やりやふん尿の後始末などのマナーについて、ワンヘルスの理念も含めた市民への啓発活動も必要ではないかと考えますが、このワンヘルスの理念も含めてというところがポイントでございます。

以前も広報に載せていただいたり、回覧板を回していただいたり、市のほうで対応していただいたことは過去にございましたが、市民の方は、ワンヘルスは最近聞くけど、何なのかよく分からないというお声がやっぱり多いので、こういった身近な取組もワンヘルスの理念に基づいて、そういった一環だということも含めて、市民への啓発活動をぜひ行っていただきたいと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

宮崎環境衛生課長。

**○環境衛生課長（宮崎眞一君）**

奥菌議員さんがおっしゃるように、過去、広報などで餌やりであるとか、ふん尿被害に対する啓発は行っているところでございます。

ワンヘルスの理念に基づいたということでキーワードをおっしゃっていただいたんですけども、本市が推進するワンヘルスの理念に基づいた取組についてでございますけど、おっしゃるように、まずは市民へのワンヘルス自体の啓発、これが当然必要になってくるかと思えます。あわせて、このさくらねこ事業等々につきましてはワンヘルス事業の一つでございますので、ワンヘルスの担当部署との連携、それから、先ほど来出てきました協働ボランティア団体さんとの連携、これが不可欠だと考えておりますので、できるだけ早くワンヘルスの理念を含めたところの啓発について取組を進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番奥菌由美子君。

**○4番（奥菌由美子君）**

力強い御答弁をいただいたと思います。担当部署はボランティアさんとの連携も含めて進めていきますということでございましたので、次に、具体的事項2の飼い主のいない猫の対策について再度御質問いたします。

御答弁の中でも、市内外のボランティア団体から旧清掃センター事務所を犬猫の譲渡会や

イベント会場に使用できないかとの相談を受けていて、検討しているとのことですが、これはぜひ前向きに進めていただきたい事業かと思います。改めて市の考えをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

昨年度、旧清掃センターの事務所でどうぶつ基金病院みやまが閉院した以降、空き家といえますか、そういった状態に今現在なっておりますけれども、病院を迎える上での施設整備等々に力を入れた面もございますので、議員さんがおっしゃるように積極的に有効活用を進めてまいりたいと思っております。

先ほど市長が御答弁なされましたように、市内外のボランティアのほうから相談を受けています。譲渡会の件であったり、イベントの件でございます。少なくとも、公共施設でございますので、適切な有効活用を行っていただければと考えておりますし、支援についてもできる限り適切な範囲で支援はしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

あくまでも公共施設の適切な範囲内ということではございますが、積極的に進めていただくということですので、先ほど御答弁でもありましたけど、どうぶつ基金病院のためにエアコンとかいろいろ設備が整った事務所で、場所も、駐車場もしっかりありますし、事務所自体も、私も開院のときに見に行ったりとかして、設備面でも非常にいろいろ使い勝手がいい施設かと思っておりますので、おっしゃるとおり適切な範囲でというただし書はあるでしょうが、ぜひ積極的に進めていただきたいと思えます。

特に飼い主のいない猫の対策については、やはりいまだに市民の方からの御相談も多い案件でございます。実際に私のところにも何件か御相談がございました。

そこで、重ねてさくらねこ事業や譲渡会、こういった事業を進めることも大変重要ではありますが、ほかの施策についてあるのか、あえてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

まず、現在、飼い主のいない猫の相談につきまして、市役所の環境衛生課のほうに4月、5月たっておりますけど、大体、月5件程度の相談がございます。また、協働ボランティア団体のほうへ直接御相談されてある分については、月10件程度御相談があると聞いておるところでございます。

今のところでございますけれども、どうぶつ基金の協力の下、協力病院での不妊手術を行うさくらねこ事業を柱として展開をしていっているのが現状でございますけれども、今後につきましては、今もやっておりますけど、引き続きボランティアさんであるとか近隣自治体、さらには福岡県とも連携協議によって有効な対策を講じていければということで考えております。

きちんとしたお答えにはなっていませんけれども、みやま市長がおっしゃるように、さくらねこ事業は推進していくんだと言っておられますので、私どもとしても積極的にこの事業を展開してまいりたいと思いますので、早急な検討、早急な対応をやりたいと思っています。どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

さくらねこ事業を軸にいろいろな事業を進めていただくということで、みやま市単独だけでなく、近隣自治体や、あと福岡県とも連携して進めていく方策も今いろいろ探っていただいているような御答弁でございました。やはりみやま市だけでなく、近隣自治体どこも同じお悩みが、どこの自治体に行っても飼い主のいない猫に対する対策というのが、やっぱりこれといった対策が打てなくて、どこの自治体に行ってもどうしたらいいものかと困っているという声は聞いております。やはりそういった近隣自治体、福岡県とも連携するような広域での対応も今後考えていく必要があるのではないかと私も考えております。ぜひこの辺りも進めていただきたいと思います。

最後に、ワンヘルスのまちを推進するということで市長もずっと言っていっぱいありますが、主に飼い主のいない猫の対策について、改めて市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）



松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

奥菌議員さんおっしゃるように、本市はワンヘルスのまち・みやまを標榜し、これからしっかりワンヘルスの理念に基づいて、本市の発展、そして、活性化に向けてしっかり頑張ってまいりたいと思います。

そのワンヘルスの理念で、やはり人間の健康、動物の健康、自然環境の保全、そして、人間と動物のお互いのよい関係というか、共存、それに基づきまして、さくらねこ事業をはじめとする飼い主のいない猫対策については引き続き推進してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番奥菌由美子君。

**○4番（奥菌由美子君）**

市長からも推進していくということではっきり名言いただきましたので、ワンヘルスのまち・みやまということでぜひ推進していただくことを希望して、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

これをもちまして、一般質問は通告どおり5人の議員からの質問は終わりました。

ここで皆さん方にお諮りをしたいと思います。議事の都合によりまして、6月5日から9日までの5日間、12日から16日までの5日間、19日から20日までの2日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、6月5日から9日までの5日間、12日から16日までの5日間、19日から20日までの2日間を休会することと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月21日となっておりますので、皆さん方には特に御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

午後4時02分 散会